



# 栃木県公報

令和6(2024)年  
12月27日(金)  
号 外  
第 71 号

## 目 次

### 条 例

○栃木県水と緑の南摩の里設置及び管理条例の制定	4
○宅地造成及び特定盛土等規制法第32条の規定に基づく特定盛土等又は土石の堆積の規模を定める条例の制定	6
○職員の退職手当に関する条例の一部改正	7
○職員等の旅費に関する条例の一部改正	9
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	11
○栃木県手数料条例の一部改正	15
○障害者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例の一部改正	59
○栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部改正	60
○栃木県警察関係手数料条例の一部改正	75
○知事等の給与の特例に関する条例の制定	102
○職員の給与に関する条例等の一部改正	103
○栃木県公立学校職員給与条例の一部改正	201
○栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正	232

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇栃木県水と緑の南摩の里設置及び管理条例の制定（栃木県条例第39号）

- 1 栃木県水と緑の南摩の里を鹿沼市に設置するため、新たに条例を制定することとしました。
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、令和7（2025）年4月1日から施行することとしました。
  - (2) 栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリアは、規則で定める日から利用に供することとしました。

### ◇宅地造成及び特定盛土等規制法第32条の規定に基づく特定盛土等又は土石の堆積の規模を定める条例の制定（栃木県条例第40号）

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法第32条の規定に基づき、特定盛土等規制区域内において許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模を定めるため、新たに条例を制定することとしました。
- 2 この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

### ◇職員の退職手当に関する条例の一部改正（栃木県条例第41号）

- 1 雇用保険法の一部改正等に伴い、所要の改正をすることとしました。
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、一部を除き、令和7（2025）年4月1日から施行することとしました。
  - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

### ◇職員等の旅費に関する条例の一部改正（栃木県条例第42号）

- 1 国家公務員等の旅費に関する法律の改正に鑑み、外国旅行の旅費の取扱いを改めること等のため、所要の改正をすることとしました。
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、令和7（2025）年4月1日から施行することとしました。
  - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

### ◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第43号）

- 1 栃木県権限移譲基本方針に基づき、知事の権限に属する事務を新たに市町村に移譲すること等のため、所要の改正をすることとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、令和7(2025)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県手数料条例の一部改正(栃木県条例第44号)

1 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴い、宅地造成等に関する工事の許可申請手数料を定めること等のため、所要の改正をすることとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、令和7(2025)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇障害者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例の一部改正(栃木県条例第45号)

1 県が観覧に供するために設置した公の施設の使用料等の免除の対象となる者の範囲を拡大するため、所要の改正をすることとしました。

2 この条例は、令和7(2025)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部改正(栃木県条例第46号)

1 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴い、災害の発生防止に関する規定を削除するとともに、特定事業を許可制から届出制に変更すること等のため、所要の改正をすることとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

(3) 栃木県手数料条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇栃木県警察関係手数料条例の一部改正(栃木県条例第47号)

1 道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴い、特定免許情報記録手数料を定めること等のため、所要の改正をすることとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、令和7(2025)年3月24日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇知事等の給与の特例に関する条例の制定(栃木県条例第48号)

1 知事等の給料月額及び期末手当の額について、令和7(2025)年1月1日から令和10(2028)年12月8日までの間、次の割合に相当する額を減額するため、新たに条例を制定することとしました。

(1) 知事 100分の10

(2) 副知事 100分の7

(3) 教育長及び常勤の監査委員 100分の5

2 施行期日等

(1) この条例は、令和7(2025)年1月1日から施行することとしました。

(2) 従前の知事等の給与の特例に関する条例は、廃止することとしました。

(3) 知事等の令和7(2025)年1月の給料月額の特例を規定することとしました。

◇職員の給与に関する条例等の一部改正(栃木県条例第49号)

職員の給与を改定すること等のため、所要の改正をすることとしました。

1 主な改正点

(1) 給料表の改定

ア 若年層に重点を置き、令和6(2024)年度の給料表の給料月額を引き上げることとしました。

イ 令和7(2025)年度以降の給料表の号給構成等を改めるとともに、給料月額を改定することとしました。

(2) 諸手当の改定

ア 初任給調整手当

医師及び歯科医師に係る支給月額の限度額を416,600円(現行415,600円)に改定することとしました。

イ 扶養手当

配偶者に係る手当(現行6,500円)を廃止し、子に係る手当を13,000円(現行10,000円)に改定することとしました。

ウ 地域手当

栃木県の区域内における支給割合を100分の4(現行100分の3.5)に改定することとしました。

## エ 通勤手当

自動車等使用に係る手当額を引き上げるとともに、新たに支給限度額(月150,000円)を設定した上で新幹線等の特別料金等について全額を支給(現行2分の1)する等の改定を行うこととしました。

## オ 単身赴任手当

採用に伴い単身赴任手当の支給要件を満たした職員にも支給することとしました。

## カ 管理職員特別勤務手当

平日深夜勤務に係る支給対象時間帯について、午後10時から翌日午前5時まで(現行午前0時から午前5時まで)に改めることとしました。

## キ 期末手当

職員の期末手当について、令和6(2024)年12月期の支給割合を100分の127.5(現行100分の122.5)に、令和7(2025)年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の125に改定することとしました。

知事等の期末手当について、令和6(2024)年12月期の支給割合を100分の175(現行100分の170)に、令和7(2025)年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の172.5に改定することとしました。

## ク 勤勉手当

職員の勤勉手当について、令和6(2024)年12月期の支給割合を100分の107.5(現行100分の102.5)に、令和7(2025)年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の105に改定することとしました。

## ケ 寒冷地手当

支給月額を引き上げることとしました。

## 2 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、通勤手当に係る規定の一部は令和7(2025)年1月1日から、令和7(2025)年度以降の給料表の号給構成等の改定、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、令和7(2025)年度以降の期末手当及び勤勉手当に係る規定並びに通勤手当に係る規定の一部は同年4月1日から施行することとしました。
- (2) 令和6(2024)年度の給料表の給料月額、初任給調整手当及び寒冷地手当に係る規定は令和6(2024)年4月1日から、令和6(2024)年12月期の期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用することとしました。
- (3) 所要の経過措置を規定することとしました。

## ◇栃木県公立学校職員給与条例の一部改正(栃木県条例第50号)

公立学校職員の給与を改定すること等のため、所要の改正をすることとしました。

## 1 改正点

## (1) 教育職給料表の改定

ア 若年層に重点を置き、令和6(2024)年度の教育職給料表の給料月額を引き上げることとしました。

イ 令和7(2025)年度以降の教育職給料表の号給構成を改めるとともに、給料月額を改定することとしました。

## (2) 管理職員特別勤務手当の改定

平日深夜勤務に係る支給対象時間帯について、午後10時から翌日午前5時まで(現行午前0時から午前5時まで)に改めることとしました。

## 2 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、令和7(2025)年度以降の教育職給料表の号給構成の改定及び管理職員特別勤務手当に係る規定は、令和7(2025)年4月1日から施行することとしました。
- (2) 令和6(2024)年度の教育職給料表の給料月額に係る規定は、令和6(2024)年4月1日から適用することとしました。

## ◇栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正(栃木県条例第51号)

- 1 管理職員特別勤務手当の平日深夜勤務に係る支給対象時間帯について、午後10時から翌日午前5時まで(現行午前0時から午前5時まで)とすること等のため、所要の改正をすることとしました。
- 2 この条例は、一部を除き、令和7(2025)年4月1日から施行することとしました。

条例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 栃木県水と緑の南摩の里設置及び管理条例
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第32条の規定に基づく特定盛土等又は土石の堆積の規模を定める条例
- 3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 5 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 6 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 7 障害者の利用に係る公の施設の施設の使用料等の免除に関する条例の一部を改正する条例
- 8 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例
- 9 栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 10 知事等の給与の特例に関する条例
- 11 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 12 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例
- 13 栃木県企業局企業職員の給与の種別及び基準に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和6年12月27日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第39号

栃木県水と緑の南摩の里設置及び管理条例

(設置)

第1条 南摩ダムに係る水源地域の大规模な水辺空間と豊かな森林を生かしたレクリエーションの場を提供することにより、県民福祉の向上に資するため、栃木県水と緑の南摩の里（以下「南摩の里」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 南摩の里の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
栃木県水と緑の南摩の里	アクティビティエリア		鹿沼市
栃木県水と緑の南摩の里	森林体験エリア		鹿沼市

(利用期間及び利用時間)

第3条 南摩の里の利用期間及び利用時間は、規則で定める。

(行為の許可)

第4条 南摩の里の区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物を設置すること。
- (2) 物の販売、物の頒布、募金その他これらに類する行為をすること。
- (3) 写真の撮影、物の貸付け等で営利を目的として行う行為をすること。
- (4) 展示会、興行その他これらに類する行為をすること。

- (5) 花火その他火気を使用すること。
- 2 前項の許可には、南摩の里の管理上必要な条件を付することができる。
- 3 第1項の許可を受けた者が当該許可に係る事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。
- (許可の取消し)
- 第5条** 知事は、前条第1項又は第3項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。
- (1) 前条第2項の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により前条第1項又は第3項の許可を受けたとき。
- (4) 南摩の里の工事その他南摩の里の保全管理のため、やむを得ない必要があるとき。
- (禁止行為)
- 第6条** 南摩の里を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4条第1項又は第3項の許可に係るものについては、この限りでない。
- (1) 南摩の里の施設等を滅失し、破損し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは損傷し、又は植物を採取すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 土地の形質を変更し、又は土石類を堆積し、若しくは採取すること。
- (5) 広告、宣伝その他これらに類する行為をすること。
- (6) 拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発すること。
- (7) 指定された場所以外の場所へごみその他の廃棄物を捨てること。
- (8) 立入禁止区域として指定された場所に立ち入ること。
- (9) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は止め置くこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、南摩の里の利用及び管理に支障を及ぼす行為をすること。
- (指定管理者による管理)
- 第7条** 知事は、栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリアの管理を法人その他の団体が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。
- (業務の範囲)
- 第8条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリアの施設の維持管理に関すること。
- (2) 栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリアの運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。
- (利用料金)
- 第9条** 別表に掲げる施設を利用しようとする者は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。
- 2 利用料金は、別表に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受する。
- (利用料金の免除等)

**第10条** 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。  
(過料)

**第11条** 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第6条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者  
(規則への委任)

**第12条** この条例に定めるもののほか、南摩の里の管理に關し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリアは、規則で定める日から利用に供するものとする。

**別表 (第9条関係)**

栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリア・アクティビティ施設

利 用 区 分	単 位	基 準	額
ショートコースの利用	1人1回		5,000円
ミドルコースの利用	1人1回		6,000円
ロングコースの利用	1人1回		8,000円

**備考**

- 1 ショートコースの利用とは、つり橋及びジップラインAを利用する場合をいう。
- 2 ミドルコースの利用とは、つり橋、アスレチック施設及びジップラインAを利用する場合をいう。
- 3 ロングコースの利用とは、つり橋、アスレチック施設、ジップラインB及びジップラインCを利用する場合をいう。

(自然環境課)

**栃木県条例第40号**

**宅地造成及び特定盛土等規制法第32条の規定に基づく特定盛土等又は土石の堆積の規模を定める条例**

(趣旨)

**第1条** この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第32条の規定に基づき、特定盛土等又は土石の堆積の規模を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例における用語の意義は、法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）の例による。

(特定盛土等又は土石の堆積の規模)

**第3条** 法第32条の条例で定める規模の特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (2) 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）
- (4) 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの
- (5) 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの

2 法第32条の条例で定める規模の土石の堆積は、土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超える土石の堆積とする。

**附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。

(都市政策課)

**栃木県条例第41号**

**職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例**

職員の退職手当に関する条例（昭和29年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p><b>第12条</b> 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>12・13 略</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u></p> <p>15～17 略</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p><b>第12条</b> 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>12・13 略</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p> <p>15～17 略</p>

附 則

1～4 略

5 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社等の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後に引き続き在職した場合は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社

の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後に引き続き在職した場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第71号)第4条及び日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第87号)第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第2項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

6～11 略

12 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則別表第1の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続き国立大学法人等(同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後に引き続き在職した場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

13 旧機関の職員が、第9条第5項に規定する事由によって引き続き職員となり、かつ、引き続き在職して職員として在職した後に引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤務期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35

附 則

1～4 略

5 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後に引き続き在職した場合は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後に引き続き在職した場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第71号)第4条及び日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第87号)第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第2項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

6～11 略

12 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則別表第1の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続き国立大学法人等(同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後に引き続き在職した場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

13 旧機関の職員が、第9条第5項に規定する事由によって引き続き職員となり、かつ、引き続き在職して職員として在職した後に引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤務期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35

条 2 において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

14・15 略

16 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第12条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とする。

17～26 略

条 2 において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

14・15 略

16 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第12条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とする。

17～26 略

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第5項、第12項及び第13項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の第12条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）及び第14項の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

栃木県条例第42号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和36年栃木県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



栃木県条例第43号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事案が他の市町村の区域にまたがる場合の処理)</p> <p><b>第3条</b> 前条の規定により市町村が処理する事務（別表第1の22の2の項、23の項、25の項、29の9の項、29の10の項、30の2の項から30の4の項まで、33の項、35の5の項、35の6の項、35の9の項、40の項及び41の項に掲げる事務を除く。）が、他の市町村の区域にまたがる場合には、知事が処理する。</p> <p><b>別表第1</b>（第2条、第3条関係）</p> <p>1～12 略</p> <p>13 民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき事務のうち、同法第20条第1項の規定による区域の決定</p> <p>足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市及び下野市</p>	<p>(事案が他の市町村の区域にまたがる場合の処理)</p> <p><b>第3条</b> 前条の規定により市町村が処理する事務（別表第1の22の2の項、23の項、25の項、29の6の項、29の7の項、30の2の項から30の4の項まで、33の項、35の5の項、35の6の項、40の項及び41の項に掲げる事務を除く。）が、他の市町村の区域にまたがる場合には、知事が処理する。</p> <p><b>別表第1</b>（第2条、第3条関係）</p> <p>1～12 略</p> <p>13 民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき事務のうち、同法第20条第1項の規定による区域の決定</p> <p>足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、<u>                    </u>、那須塩原市、さくら市及び下野市</p>
<p>13の2～29の4 略</p> <p>29の5 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第18条第1項の規定による認可</p> <p>(2) 法第18条第7項の規定による通知及び公告</p> <p>宇都宮市</p>	<p>13の2～29の4 略</p>
<p>29の6 農地中間管理事業の推進に関する法律（以下の項において「法」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの（法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イに掲げる土地（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について農地法第3条第1項本文に掲げる権利を</p> <p>足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市</p>	

<p>取得する行為に係るものに限る。)に該当する場合に係るものを除く。)</p> <p>(1) <u>法第18条第1項の規定による認可</u></p> <p>(2) <u>法第18条第7項の規定による通知及び公告</u></p>	<p>市、さくら市、那須烏山市、下野市、壬生町及び那須町</p>
<p>29の7 農地中間管理事業の推進に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。)</p> <p>(1) <u>法第18条第1項の規定による認可</u></p> <p>(2) <u>法第18条第7項の規定による通知及び公告</u></p>	<p>上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、野木町、塩谷町、高根沢町及び那珂川町</p>
<p>29の8～29の11 略</p>	<p>29の5～29の8 略</p>
<p>30～35の7 略</p>	<p>30～35の7 略</p>
<p>35の8 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>法第12条第1項の規定による許可の申請の受理等</u></p> <p>(2) <u>法第15条第1項の規定による協議の申出の受理等</u></p> <p>(3) <u>法第16条第1項の規定による許可の申請の受理等</u></p> <p>(4) <u>法第16条第2項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(5) <u>法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議の申出の受理等</u></p> <p>(6) <u>法第21条第1項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(7) <u>法第21条第3項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(8) <u>法第21条第4項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(9) <u>法第27条第1項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(10) <u>法第28条第1項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(11) <u>法第30条第1項の規定による許可の申請の受理等</u></p> <p>(12) <u>法第34条第1項の規定による協議の申出の受理等</u></p> <p>(13) <u>法第35条第1項の規定による許可の申請の受理等</u></p>	<p>市町(那須塩原市を除く。)</p>

<p>(14) <u>法第35条第2項の規定による届出の受理等</u>                  (15) <u>法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による協議の申出の受理等</u>                  (16) <u>法第40条第1項の規定による届出の受理等</u>                  (17) <u>法第40条第3項の規定による届出の受理等</u>                  (18) <u>法第40条第4項の規定による届出の受理等</u></p>	<p>足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市及び下野市</p> <p>35の9 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされる宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）</u>                  (1) <u>法第18条第1項の規定による検査</u>                  (2) <u>法第18条第2項の規定による中間検査合格証の交付</u>                  (3) <u>法第19条第1項の規定による報告の受理等</u>                  (4) <u>法第20条第2項の規定による命令</u>                  (5) <u>法第20条第3項の規定による命令</u>                  (6) <u>法第20条第4項の規定による命令</u>                  (7) <u>法第24条第1項の規定による立入検査</u>                  (8) <u>法第37条第1項の規定による検査</u>                  (9) <u>法第37条第2項の規定による中間検査合格証の交付</u>                  (10) <u>法第38条第1項の規定による報告の受理等</u>                  (11) <u>法第39条第2項の規定による命令</u>                  (12) <u>法第39条第3項の規定による命令</u>                  (13) <u>法第39条第4項の規定による命令</u>                  (14) <u>法第43条第1項の規定による立入検査</u></p>
<p>35の8 略</p> <p>36 <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「旧法」という。）及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備</u></p>	<p>足利市及び沼市</p>

に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下この項において「旧政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 旧法第8条第1項の規定による許可

(2) 旧法第11条（旧法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議

(3) 旧法第12条第1項の規定による許可

(4) 旧法第12条第2項の規定による届出の受理

(5) 旧法第13条第1項の規定による検査

(6) 旧法第13条第2項の規定による検査済証の交付

(7) 旧法第14条第1項の規定による許可の取消し

(8) 旧法第14条第2項から第4項までの規定による命令

(9) 旧法第14条第5項（旧法第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による代執行及び公告

(10) 旧法第15条の規定による届出の受理

(11) 旧法第16条第2項の規定による勧告

(12) 旧法第17条第1項及び第2項の規定による命令

(13) 旧法第18条第1項の規定による立入検査

(14) 旧法第19条の規定による報告の徴取

(15) 旧政令第15条第1項の規定による代替措置の制定

(16) 旧政令第15条第2項の規定による技術的基準の強化等

36の2 略

37～42 略

別表第2（第2条関係）

1～24 略

25 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1)～(11) 略

(12) 法第12条の4第1項の規定による届出の受理等

(13) 法第12条の4第3項の規定による届出の受理等

36 略

37～42 略

別表第2（第2条関係）

1～24 略

25 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1)～(11) 略

(12) 法第12条の7第1項の規定による届出の受理等

(13) 法第12条の7第3項の規定による届出の受理等

(14) 法第12条の5第2項の規定による届出の受理等  
26～31 略

(14) 法第12条の8第3項の規定による届出の受理等  
26～31 略

**附 則**  
(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 (1) 別表第2の25の項の改正規定 令和7年3月1日  
 (2) 第3条の改正規定（「35の6の項」の次に「、35の9の項」を加える部分に限る。）、「別表第1中35の8の項を35の10の項とし、35の7の項の次に35の8の項及び35の9の項を加える改正規定並びに同表中36の項を削り、36の2の項とする改正規定並びに附則第3項の規定 規則で定める日（経過措置）」  
 (3) 第3条の改正規定（「35の6の項」の次に「、35の9の項」を加える部分に限る。）、「別表第1中35の8の項を35の10の項とし、35の7の項の次に35の8の項及び35の9の項を加える改正規定並びに同表中36の項を削り、36の2の項とする改正規定並びに附則第3項の規定 規則で定める日（経過措置）」
- この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、新条例別表第1の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に当該改正規定による改正前の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令等の規定により同表の右欄に掲げる市町村の長がした処分その他の行為で附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(行政改革ICT推進課)

**栃木県条例第44号**

**栃木県手数料条例の一部を改正する条例**

**第1条** 栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
事 務	金 額	事 務	金 額
<b>別表第1（第2条、第3条、第5条関係）</b>			
1～101 略		1～101 略	
101の2 大麻取締法及び麻薬及び 向精神薬取締法の一部を改正す る法律（令和5年法律第84号） 附則第7条の規定により行うこ とができることとされる同法第	22,000円		

2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査	102～517 略
備考 略	

**第2条** 栃木県手数料条例の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
事 務	金 額	事 務	金 額
<b>別表第1</b> (第2条、第3条、第5条関係)			
1～28 略		1～28 略	
29 旅券法(昭和26年法律第267号)第3条第1項の規定に基づく一般旅券の発給に係る事務	2,300円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合は、4,300円)。ただし、電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により発給の申請をする場合には、1,900円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、3,900円)とする。	29 旅券法(昭和26年法律第267号)第3条第1項の規定に基づく一般旅券の発給に係る事務	2,000円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合は、4,000円)
30～98 略			
99 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査	22,000円	99 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査	6,700円
100 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者名簿	5,300円	100 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者名簿	3,200円



は当該建築に係る部分の床面積、確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積）、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合には、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1、確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合には、当該移転、修繕、模様替をし、又はその用途を変更する部分の床面積の2分の1とする。(2)から(9)までにおいて同じ。)の合計が30平方メートル以内の場合 9,000円

(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 15,000円

(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 23,000円

(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 37,000円

(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 66,000円

物の計画を変更する場合及び移転する場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積、確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積）、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合にあつては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1、確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する部分の床面積の2分の1とする。(2)から(9)までにおいて同じ。)の合計が30平方メートル以内の場合 9,000円

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 16,000円

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 28,000円

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 66,000円

トル以内の場合 43,000円  
 オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 66,000円  
 カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 94,000円  
 キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 190,000円  
 ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 310,000円  
 ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 560,000円  
 (2) 仕様基準 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号) 第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準 (464の8の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。) であつて、知事が指定するものをいう。464の8の項において同じ。) に適合するかどうかの審査を要する建築物については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 ア 建築物が一戸建ての住宅である場合 次に掲げる場

(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 94,000円  
 (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 190,000円  
 (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 310,000円  
 (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 560,000円

<p>合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 11,000円</p> <p>(1) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 13,000円</p> <p>イ 建築物が長屋又は共同住宅である場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 21,000円</p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 34,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 54,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 71,000円</p> <p>2・3 略</p>	<p>422の2 略</p> <p>423 建築基準法第7条第4項又は第18条第21項(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する完了検査</p> <p>1 建築物に関する完了検査に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 22,000円(特定工程に係る建築物の場合にあっては、19,000円)</p>
<p>2・3 略</p>	<p>422の2 略</p> <p>423 建築基準法第7条第1項(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する完了検査</p> <p>1 建築物に関する完了検査に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 20,000円(特定工程に係る建築物の場合にあっては、19,000円)</p>

<p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 <u>32,000円</u> (特定工程に係る建築物の場合にあつては、<u>27,000円</u>)</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 <u>50,000円</u> (特定工程に係る建築物の場合にあつては、<u>42,000円</u>)</p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 <u>75,000円</u> (特定工程に係る建築物の場合にあつては、<u>73,000円</u>)</p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 <u>97,000円</u> (特定工程に係る建築物の場合にあつては、<u>93,000円</u>)</p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 <u>180,000円</u> (特定工程に係る建築物の場合にあつては、<u>160,000円</u>)</p> <p>(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 <u>280,000円</u> (特定工程に係る建築物の場合にあつては、<u>270,000円</u>)</p> <p>(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 <u>560,000円</u> (特定工程に係る建築物の場合にあつては、<u>550,000円</u>)</p>	<p>424 建築基準法第7条の3第4項</p>	<p>2・3 略</p>
<p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 <u>25,000円</u> (特定工程に係る建築物の場合にあつては、<u>24,000円</u>)</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 <u>36,000円</u> (特定工程に係る建築物の場合にあつては、<u>35,000円</u>)</p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 <u>63,000円</u> (特定工程に係る建築物の場合にあつては、<u>61,000円</u>)</p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 <u>81,000円</u> (特定工程に係る建築物の場合にあつては、<u>78,000円</u>)</p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 <u>150,000円</u> (特定工程に係る建築物の場合にあつては、<u>140,000円</u>)</p> <p>(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 <u>240,000円</u> (特定工程に係る建築物の場合にあつては、<u>230,000円</u>)</p> <p>(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 <u>470,000円</u> (特定工程に係る建築物の場合にあつては、<u>460,000円</u>)</p>	<p>424 建築基準法第7条の3第1項</p>	<p>2・3 略</p>

<p>又は第18条第29項の規定に基づき建築物の建築等に関する中間検査</p>	<p>425～464の2の2 略</p> <p>464の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定に基づく特定建築物の建築等の計画の認定に伴う適合通知の申出に対する審査</p> <p>次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>1 床面積（建築物を建築する場合にあっては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1）の合計に          1 に対応し、422の項の右欄の1に規定する金額</p>
<p>の規定に基づく建築物の建築等に関する中間検査</p>	<p>425～464の2の2 略</p> <p>464の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定に基づく特定建築物の建築等の計画の認定に伴う適合通知の申出に対する審査</p> <p>次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>1 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 床面積（建築物を建築する場合にあっては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1。(2)から(9)までにおいて同じ。)の合計が30平方メートル以内の場合 9,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 15,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 23,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 37,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 66,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 94,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 190,000円</p> <p>(8) 床面積の合計が10,000平方</p>

<p>メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 310,000円</p> <p>(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 560,000円</p> <p>2・3 略</p>		<p>メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 310,000円</p> <p>(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 560,000円</p> <p>2・3 略</p>	
<p>464の4 略</p> <p>464の5 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>			
<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。)に適合している旨を証する書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。次項において同じ。)の添付があった場合</p> <p>次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。)に適合している旨を証する書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。次項において同じ。)の添付があった場合</p> <p>次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。)に適合している旨を証する書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。次項において同じ。)の添付があった場合</p> <p>次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。)に適合している旨を証する書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。次項において同じ。)の添付があった場合</p> <p>次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p>

2 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積（建築物を建築する場合にあっては当該建築物に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあつては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1。イからケまでにおいて同じ。）の合計が30平方メートル以内の場合 9,000円

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 15,000円

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 23,000円

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 37,000円

オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 66,000円

カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 94,000円

キ 床面積の合計が2,000平方

2 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額

(1) 床面積（建築物を建築する場合にあっては当該建築物に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあつては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1）の合計に応じ、422の項の右欄の1に規定する金額

<p>メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 190,000円</p> <p>ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 310,000円</p> <p>ク 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 560,000円</p> <p>(2)・(3) 略</p>		<p>メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 190,000円</p> <p>ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 310,000円</p> <p>ク 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 560,000円</p> <p>(2)・(3) 略</p>	
<p>464の6・464の7 略</p> <p>464の8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項</p> <p>定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>464の6・464の7 略</p> <p>464の8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項</p> <p>定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>(2)・(3) 略</p> <p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 一戸建ての住宅に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、知事が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 32,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 36,000円</p> <p>(2) 性能基準と仕様基準を併用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>464の6・464の7 略</p> <p>464の8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>
<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（次項、464の10の項及び464の12の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) モデル建物法（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び464の15の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、</p>	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（次項、464の10の項及び464の12の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) モデル建物法（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び464の15の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、</p>	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（次項、464の10の項及び464の12の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) モデル建物法（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び464の15の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、</p>	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（次項、464の10の項及び464の12の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) モデル建物法（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び464の15の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、</p>

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合  
24,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合  
26,000円

2. その全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、知事が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
18,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 25,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 35,000円

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 89,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方

知事が指定するものをいう。以下この項、次項及び464の15の項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合  
25,000円

イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 35,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 87,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合  
130,000円

オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合  
160,000円

カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合  
200,000円

(2) 標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、知事が指定するものをいう。以下この項から464の11の項まで及び464の15の項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合

メートル未満の場合  
130,000円  
 九 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合  
160,000円  
 キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合  
200,000円  
 (2) 標準入力法・主要室入力法(建築物エネルギー消費性能基準であつて、知事が指定するものをいう。以下この項において同じ。)を用いる場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
21,000円  
 イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合  
29,000円  
 ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合  
40,000円  
 エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合  
95,000円  
 オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合  
140,000円  
 カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合  
170,000円

29,000円  
 イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合  
39,000円  
 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合  
94,000円  
 エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合  
130,000円  
 オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合  
170,000円  
 カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合  
210,000円  
 2. 1に掲げる建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 (1) モデル建物法を用いる場合  
 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合  
100,000円  
 イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合  
130,000円  
 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合  
210,000円  
 エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合  
290,000円

キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合  
210,000円

3 1及び2に掲げる建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる金額を合算した金額  
(1) 住宅部分 (2)に係るものを除く。) について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
ア 性能基準を用いる場合  
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
(7) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合  
32,000円  
(1) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合  
36,000円

イ 性能基準と仕様基準を併用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
(7) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合  
24,000円  
(1) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合  
26,000円

(2) 共同住宅等の部分について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
ア 性能基準を用いる場合  
次に掲げる場合の区分に応

メートル以上10,000平方メートル未満の場合  
280,000円

オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合  
340,000円

カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合  
400,000円

(2) 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合  
296,200円

イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 373,400円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 528,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合  
639,900円

オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合  
754,600円

カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合  
863,900円

じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合

65,000円

(1) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方

メートル未満の場合

100,000円

(7) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方

メートル未満の場合

180,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合

260,000円

イ 性能基準と仕様基準を併用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合

48,000円

(1) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方

メートル未満の場合

80,000円

(7) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方

メートル未満の場合

140,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合

200,000円

(3) 非住宅部分について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア モデル建物法を用いる場合に次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
82,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合  
100,000円

(ロ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合  
130,000円

(ハ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合  
220,000円

(ニ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合  
290,000円

(ホ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合  
340,000円

(ヘ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合  
400,000円

イ 標準入力法・主要室入力法を用いる場合に次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
236,400円

<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 296,200円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 380,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 531,700円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 658,800円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 777,700円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 884,000円</p>	<p>464の9 建築物のエネルギー消費性の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査</p>	<p>464の9 建築物のエネルギー消費性の向上等に関する法律第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 非住宅部分の全部を工場、倉庫等の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) モデル建物法を用いる場合 前項の右欄の1の(1)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(2) 標準入力法・主要室入力法</p>
--	--	--	---

<p>を用いる場合、前項の右欄の1の(2)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>2. 1に掲げる建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) モデル建物法を用いる場合 前項の右欄の2の(1)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(2) 標準入力法・主要室入力法を用いる場合、前項の右欄の2の(2)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1. 建築物（非住宅部分の全部を工場、倉庫等の用途に供するものを除く。以下この項において同じ。）の床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合 277,200円</p> <p>2. 建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 345,400円</p> <p>3. 建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 451,000円</p> <p>4. 建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 526,900円</p> <p>5. 建築物の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 611,600円</p>
<p>464の10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）</p>	

<p>6 建築物の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 680,900円</p>	<p>464の11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第3項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定(標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。)</p>	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この項において「計画」という。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第2項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 非住宅部分の全部を工場、倉庫等の用途に供する建築物 464の8の項の右欄の1に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(2) (1)に掲げる建築物以外の建築物 464の8の項の右欄の2に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>2 1に掲げる計画以外の計画 464の10の項の右欄に規定する金額の2分の1に相当する金額</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p>
<p>464の10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づき建築物</p>	<p>464の12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査</p>	<p>464の13 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づき建築物</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p>



げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 誘導性能基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、知事が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合

464の8の項の右欄の1の(1)に規定する金額

(イ) 誘導仕様基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、知事が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合  
次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

200平方メートル未満の場合	16,000円
200平方メートル以上の場合	18,000円

(ウ) 誘導性能基準と誘導仕様基準を併用する場合

464の8の項の右欄の1の(2)に規定する金額

イ アに掲げる申請以外の申請 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 住宅部分（(エ)から(カ)までに係るものを除き、誘導性能基準を用いるものに限る。）について、464の8の項の右欄の3の

げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合  
31,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合  
35,000円

イ アに掲げる申請以外の申請 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 住宅部分（(イ)に係るものを除き、性能基準を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床

(1)のアに規定する金額

--

(イ) 住宅部分（エ）から（カ）までに係るものを除き、誘導仕様基準を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

200平方メートル未満の場合	16,000円
200平方メートル以上の場合	18,000円

(ウ) 住宅部分（エ）から（カ）までに係るものを除き、誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。）について、464の8の項の右欄の3の(1)のイに規定する金額

(エ) 共同住宅等の部分（誘導性能基準を用いるものに限る。）について、464の8の項の右欄の3の(2)のアに規定する金額

--

面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

200平方メートル未満の場合	31,000円
200平方メートル以上の場合	35,000円

(イ) 共同住宅等の部分（性能基準を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	63,000円
----------------	---------

300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	100,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	180,000円
5,000平方メートル以上の場合	250,000円
合	

(カ) 共同住宅等の部分（誘導仕様基準を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	31,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	53,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	97,000円
5,000平方メートル以上の場合	140,000円
合	

(カ) 共同住宅等の部分（誘導仕様基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。）について、464の8

の項の右欄の3の(2)のイに規定する金額

(キ) 非住宅部分（モデル建築物（建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、知事が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）について、464の8の項の右欄の3の(3)のアに規定する金額

(ウ) 非住宅部分（モデル建築物（建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、知事が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	80,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	100,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	130,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	210,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	280,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	340,000円

の場合	
25,000平方メートル以上の場合	400,000円

(エ) 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、知事が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	233,100円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	277,200円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	373,400円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	528,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	640,200円
10,000平方メートル以上	754,600円

(ク) 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、知事が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	236,400円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	295,200円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	380,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	531,700円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	658,800円
10,000平方メートル以上	777,700円

メートル以上 25,000平方 メートル未満 の場合	863,900円
25,000平方 メートル以上 の場合	

2 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額

- (1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 床面積（建築物を建築する場合にあっては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の1.イからケまでにおいて同じ。）の合計が30平方メートル以内の場合 9,000円
- イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 15,000円
- ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 23,000円
- エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 37,000円
- オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方

メートル以上 25,000平方 メートル未満 の場合	884,000円
25,000平方 メートル以上 の場合	

2 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額

- (1) 床面積（建築物を建築する場合にあっては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1）の合計に応じ、422の項の右欄の1に規定する金額

<p>464の11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>(2)・(3) 略</p> <p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2）を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ ア及びビイに掲げる申請以外の申請 次に掲げる金額を合算した金額</p>	<p>464の14 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>メートル以内の場合</p> <p>66,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合</p> <p>94,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合</p> <p>190,000円</p> <p>ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合</p> <p>310,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合</p> <p>560,000円</p> <p>(2)・(3) 略</p>
--	---	--	--

(ア) 計画の認定を受けた住宅部分 (イ)に係るものを除く。

\_\_\_\_\_ について、前項の右欄の1の(2)のイの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ア) 計画の認定を受けた住宅部分 (エ)から(カ)までに係るものを除き、誘導性能基準を用いるものに限る。 について、前項の右欄の1の(2)のイの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた住宅部分 (イ)に係るものを除く。

\_\_\_\_\_ について、前項の右欄の1の(2)のイの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた住宅部分 (エ)から(カ)までに係るものを除き、誘導性能基準を用いるものに限る。 について、前項の右欄の1の(2)のイの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分 \_\_\_\_\_ について、前項の右欄の1の(2)のイの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分 (誘導性能基準を用いるものに限る。) について、前項の右欄の1の(2)のイの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分 \_\_\_\_\_ について、前項の右欄の1の(2)のイの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分 (誘導性能基準を用いるものに限る。) について、前項の右欄の1の(2)のイの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

<p>に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(カ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分（誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(カ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(キ) 計画の認定を受けた非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(キ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(ク) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(ク)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(ケ) 略</p>	<p>(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(エ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(オ) 略</p>	<p>2 略</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1. 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エ</p>
<p>に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(カ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分（誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(カ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(キ) 計画の認定を受けた非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(キ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(ク) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(ク)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(ケ) 略</p>	<p>464の15 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>2 略</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1. 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エ</p>

エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。)の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 一戸建ての住宅に係る申請 4,700円

(2) 共同住宅等に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積(共用部分を計算しない評価方法(建築物エネルギー消費性能基準であって、知事が指定するものをいう。)を用いる場合)にあつては、共用部分の床面積を控除した面積。イからエまで及び(3)のイ並びに2の(4)から(6)まで及び(7)のエからカまでにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 18,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 41,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 74,000円

(3) 一の建築物全体に係る申請

((1)及び(2)に掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

ア 住宅部分(イに係るものを除く。) 4,700円

イ	共同住宅等の部分について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合	9,000円
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	18,000円
	(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	41,000円
	(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合	74,000円
ウ	非住宅部分について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合	9,000円
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	15,000円
	(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	25,000円
	(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	74,000円

- (ウ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合  
110,000円
- (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合  
140,000円
- (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合  
180,000円
- 2. 1に掲げる場合以外の場合  
次に掲げる申請の区分に応じ、  
それぞれ次に定める金額
  - (1) 一戸建ての住宅（モデル住宅法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、知事が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請  
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
    - ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合  
16,000円
    - イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合  
17,000円
  - (2) 一戸建ての住宅（仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準であつて、知事が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請  
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
    - ア 床面積の合計が200平方

- メートル未満の場合  
16,000円
- イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合  
17,000円
- (3) 一戸建ての住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であつて、知事が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合  
31,000円
- イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合  
35,000円
- (4) 共同住宅等（フロア入力法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、知事が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
30,000円
- イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 52,000円
- ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 95,000円
- エ 床面積の合計が5,000平方

- メートル以上の場合  
140,000円
- (5) 共同住宅等（仕様基準を用いるものに限る。）に係る申請次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
30,000円
- イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 52,000円
- ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 95,000円
- エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合  
140,000円
- (6) 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。）に係る申請次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
63,000円
- イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 100,000円
- ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 180,000円
- エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合  
250,000円
- (7) 一の建築物全体に係る申請

(1)から(6)までに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額  
ア 住宅部分(エからカまでに係るものを除き、モデル住宅法を用いるものに限る。)について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合  
16,000円  
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合  
17,000円  
イ 住宅部分(エからカまでに係るものを除き、仕様基準を用いるものに限る。)について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合  
16,000円  
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合  
17,000円  
ウ 住宅部分(エからカまでに係るものを除き、性能基準を用いるものに限る。)について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合  
31,000円  
(イ) 床面積の合計が200平方

メートル以上の場合  
35,000円

エ 共同住宅等の部分（フロア入力法を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
30,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合  
52,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合  
95,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合  
140,000円

オ 共同住宅等の部分（仕様基準を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
30,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合  
52,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合  
95,000円

- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合  
140,000円
- カ 共同住宅等の部分(性能基準を用いるものに限る。)について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
63,000円
- (ロ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合  
100,000円
- (ハ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合  
180,000円
- (ニ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合  
250,000円
- キ 非住宅部分(モデル建物法を用いるものに限る。)について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
80,000円
- (ロ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合  
100,000円
- (ハ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合

<p>130,000円</p> <p>(エ) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合</u> 210,000円</p> <p>(カ) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合</u> 280,000円</p> <p>(キ) <u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合</u> 340,000円</p> <p>(ク) <u>床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合</u> 400,000円</p> <p>ク 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル未満の場合</u> 233,100円</p> <p>(ロ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合</u> 277,200円</p> <p>(ハ) <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合</u> 373,400円</p> <p>(ニ) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合</u> 528,000円</p>
--

<p>465～480 略</p> <p>480の2. 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可又は同法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1. 宅地造成又は特定盛土等（宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項の規定に基づく許可の場合）にあつては、特定盛土等）を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内の場合 15,000円</p> <p>(2) 盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 26,000円</p> <p>(3) 盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 37,000円</p> <p>(4) 盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合 55,000円</p> <p>(5) 盛土又は切土をする土地の</p>	<p>465～480 略</p>	<p>(ウ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 640,200円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 754,600円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 863,900円</p>
---	--	------------------	---

- 面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 66,000円
- (6) 盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 89,000円
- (7) 盛土又は切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合 141,000円
- (8) 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合 216,000円
- (9) 盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合 337,000円
- (10) 盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合 476,000円
- (11) 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超える場合 614,000円
2. 土石の堆積を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以内の場合 13,000円
- (2) 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 16,000円
- (3) 土石の堆積を行う土地の面

<p>積が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内の場合 18,000円</p> <p>(4) 土石の堆積を行う土地の面 積が2,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以内の場合 21,000円</p> <p>(5) 土石の堆積を行う土地の面 積が3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内の場合 30,000円</p> <p>(6) 土石の堆積を行う土地の面 積が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内の場 合 33,000円</p> <p>(7) 土石の堆積を行う土地の面 積が10,000平方メートルを超 え20,000平方メートル以内の 場合 39,000円</p> <p>(8) 土石の堆積を行う土地の面 積が20,000平方メートルを超 え40,000平方メートル以内の 場合 53,000円</p> <p>(9) 土石の堆積を行う土地の面 積が40,000平方メートルを超 え70,000平方メートル以内の 場合 72,000円</p> <p>(10) 土石の堆積を行う土地の 面積が70,000平方メートルを 超え100,000平方メートル以内 の場合 106,000円</p> <p>(11) 土石の堆積を行う土地の 面積が100,000平方メートルを 超える場合 129,000円</p>	<p>480の3 宅地造成及び特定盛土等 規制法第16条第1項の規定に基 づく宅地造成等に関する工事の</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額</p> <p>1 宅地造成又は特定盛土等（宅</p>
--	---	--

地造成及び特定盛土等規制法第35条第1項の規定に基づく許可の場合にあっては特定盛土等を行う場合 申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額(その金額が614,000円を超えるときは、614,000円)

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更(2)のみに該当する場合を除く。)については、盛土又は切土をする土地の面積(2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積)に応じ、前項に規定する額に10分の1を乗じて得た金額

(2) 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ、前項に規定する金額

(3) その他の変更については、10,000円

2. 土石の堆積を行う場合 申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額(その金額が129,000円を超えるときは、129,000円)

(1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更(2)のみに該当する場合を除く。)について

計画の変更の許可又は同法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

<p>480の4 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する中間検査又は同法第37条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する中間検査</p>	<p>は、土石の堆積を行う土地の面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ、前項に規定する額に10分の1を乗じて得た金額</p> <p>(2) 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ、前項に規定する金額</p> <p>(3) その他の変更については、<u>10,000円</u></p>
<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 中間検査を行う部分の土地の面積の合計が3,000平方メートル以内の場合 <u>3,700円</u></p> <p>2 中間検査を行う部分の土地の面積の合計が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合 <u>5,600円</u></p> <p>3 中間検査を行う部分の土地の面積の合計が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合 <u>9,400円</u></p> <p>4 中間検査を行う部分の土地の面積の合計が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合 <u>16,000円</u></p> <p>5 中間検査を行う部分の土地の</p>	<p>面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ、前項に規定する額に10分の1を乗じて得た金額</p> <p>(2) 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ、前項に規定する金額</p> <p>(3) その他の変更については、<u>10,000円</u></p>

<p>面積の合計が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合 28,000円</p> <p>6. 中間検査を行う部分の土地の面積の合計が100,000平方メートルを超えない場合 39,000円</p>	<p>481 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</p> <p>次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1・2 略</p> <p>3 1の申請に併せて行う建築物の建築基準法第6条第1項に規定する建築物に係る規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査に掲げる金額を合算した金額</p> <p>(1) 床面積（建築する建築物の当該建築に係る部分の床面積に限る。）の合計が、422の項の右欄の1に規定する金額</p>
<p>481 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1・2 略</p> <p>3 1の申請に併せて行う建築物の建築基準法第6条第1項に規定する建築物に係る規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査に掲げる金額を合算した金額</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積（建築する建築物の当該建築に係る部分の床面積に限る。イからケまでにおいて同じ。）の合計が30平方メートル以内の場合 9,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 15,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 23,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 37,000円</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合</p>

<p>66,000円  <u>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合</u>          94,000円  <u>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合</u>          190,000円  <u>ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合</u>          310,000円  <u>ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合</u>          560,000円          (2)・(3) 略</p>	<p>481の2～517 略</p> <p>備考          1 この表中「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」とは、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合をいい、その他の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法令又は条例における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</u>          2 略</p>
<p>(2)・(3) 略</p>	<p>481の2～517 略</p> <p>備考          1 この表中の  <u>用語の意義</u>          及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法令又は条例における用語の意義及び字句の意味によるものとする。          2 略</p>
<p><b>附 則</b></p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。          (1) 第1条の規定 令和7年2月1日          (2) 第2条中別表第1の99の項から101の項までの改正規定及び同表101の2の項を削る改正規定 令和7年3月1日          (3) 第2条中別表第1の29の項及び256の項の改正規定並びに同表備考の改正規定並びに次項の規定 令和7年3月24日          (4) 第2条中別表第1の480の項の次に480の2の項から480の4の項までを加える改正規定 規則で定める日</p> <p>2 この条例（前項第3号に掲げる改正規定については、当該改正規定）の施行の日前に申請等がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: right;">(文書学事課)</p>	

**障害者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例の一部を改正する条例**  
 障害者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例（平成5年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等の免除)</p> <p><b>第2条</b> 別表の左欄に掲げる公の施設の同表の右欄に掲げる使用料等については、当該使用料等に係る条例の規定にかかわらず、当該公の施設を利用する者が身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者で規則で定めるものである場合に限り、これを免除するものとする。その者の障害の程度が介護が必要なものとして規則で定めるものである場合において、その者の当該公の施設の利用に際し介護のため同伴する者がいるときは、その同伴する者についても、1人に限り、同様とする。</p>	<p>(使用料等の免除)</p> <p><b>第2条</b> 別表の左欄に掲げる公の施設の同表の右欄に掲げる使用料等については、当該使用料等に係る条例の規定にかかわらず、当該公の施設を利用する者が身体障害者その他の身体又は精神に障害のある者で規則で定めるものである場合に限り、これを免除するものとする。その者の障害の程度が介護が必要なものとして規則で定めるものである場合において、その者の当該公の施設の利用に際し介護のため同伴する者がいるときは、その同伴する者についても、1人に限り、同様とする。</p>

**附 則**

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(障害福祉課)

**栃木県条例第46号**

**栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部を改正する条例**

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等の免除)</p> <p><b>第2条</b> 別表の左欄に掲げる公の施設の同表の右欄に掲げる使用料等については、当該使用料等に係る条例の規定にかかわらず、当該公の施設を利用する者が身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者で規則で定めるものである場合に限り、これを免除するものとする。その者の障害の程度が介護が必要なものとして規則で定めるものである場合において、その者の当該公の施設の利用に際し介護のため同伴する者がいるときは、その同伴する者についても、1人に限り、同様とする。</p>	<p>(使用料等の免除)</p> <p><b>第2条</b> 別表の左欄に掲げる公の施設の同表の右欄に掲げる使用料等については、当該使用料等に係る条例の規定にかかわらず、当該公の施設を利用する者が身体障害者その他の身体又は精神に障害のある者で規則で定めるものである場合に限り、これを免除するものとする。その者の障害の程度が介護が必要なものとして規則で定めるものである場合において、その者の当該公の施設の利用に際し介護のため同伴する者がいるときは、その同伴する者についても、1人に限り、同様とする。</p>
<p><b>第1条</b> この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染を防止し、もって県民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。</p>	<p><b>第1条</b> この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって県民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。</p>

目次  
 第1章～第3章 略  
 第4章 特定事業に関する規制（第10条―第27条）  
 第5章・第6章 略  
 附則

目次  
 第1章～第3章 略  
 第4章 特定事業に関する規制（第10条―第27条の2）  
 第5章・第6章 略  
 附則

(目的)

(目的)

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の堆積その他規則で定める堆積を除く。）を行う行為をいう。

(2) 略

(事業者の責務)

**第3条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する施策に協力する責務を有する。

2・3 略

(土地の所有者の責務)

**第4条** 土地の所有者は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないように努めなければならない。

(県の責務)

**第5条** 県は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携等)

**第6条** 県は、市町村と連携して土砂等の埋立て等による土壌の汚染の実施する地域の実情に応じた土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する施策について、技術的な助言、情報の提供その他の支援を行うものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等のたい積その他規則で定めるたい積を除く。）を行う行為をいう。

(2) 略

(事業者の責務)

**第3条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力する責務を有する。

2・3 略

(土地の所有者の責務)

**第4条** 土地の所有者は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないように努めなければならない。

(県の責務)

**第5条** 県は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携等)

**第6条** 県は、市町村と連携して土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策を効果的に実施するとともに、市町村が実施する地域の実情に応じた土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策について、技術的な助言、情報の提供その他の支援を行うものとする。

(土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等)

**第9条** 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等を使用して等使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならぬ。

2 知事は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、期限を定め、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

3 知事は、前項の規定による指導をした場合において、その指導を受けた者がその指導に従わないときは、その旨及びその指導の内容を公表することができる。

(特定事業の許可)

**第10条** 特定事業を行う者とする者は、特定事業に供する区域（以下「特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

ただし、次に掲げる特定事業については、この限りでない。

(1) 略

(2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う特定事業

(3)～(6) 略

(特定事業に係る土地所有者の同意)

**第10条の2** 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあっては、同項第1号から第11号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項を説明

**第9条 削除**

(特定事業の届出)

**第10条** 特定事業を行う者とする者は、特定事業に供する区域（以下「特定事業区域」という。）ごとに、当該特定事業を開始する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該特定事業の計画を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる特定事業については、この限りでない。

(1) 略

(2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う特定事業

(3)～(6) 略

2 知事は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を当該特定事業の施工に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知するものとする。

し、その同意を得なければならない。

(許可申請の手続)

**第11条** 第10条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 特定事業区域及び特定事業に供する施設（以下「特定事業場」という。）の位置及び面積
- (3) 特定事業に供する施設の設置計画
- (4) 特定事業の施工を管理する事務所の所在地
- (5) 特定事業の施工を管理する者（以下「現場管理責任者」という。）の氏名
- (6) 特定事業に使用される土砂等の量
- (7) 特定事業の期間
- (8) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
- (9) 特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
- (10) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
- (11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- (12) その他知事が必要と認める事項

2. 前項の規定にかかわらず、第10条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業（以下「一時たい積事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第5号まで、第7号及び第10号に掲げる事項
- (2) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量
- (3) 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
- (4) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置又は第13条第2項第3号た

(変更の届出)

**第11条** 前条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業の計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2. 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。
- 3. 前条第1項の届出をした者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

だし書の規則で定める措置

(5) その他知事が必要と認める事項

(申請の制限)

**第11条の2** 第10条の許可を受けようとする者は、特定事業の期間について3年を超えて申請することができない。

(市町村長の意見の聴取)

**第12条** 知事は、第10条の許可の申請があった場合には、遅滞なく、その旨を当該特定事業の施工に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。

(許可の基準等)

**第13条** 知事は、第10条の許可の申請が第11条第1項の規定によるものである場合にあつては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第10条の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア この条例又は栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

イ 第8条第2項又は第25条の規定による必要な措置を完了していない者

ウ 第24条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る栃木県行政手続条例（平成7年栃木県条例第39号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者が当該取消の日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第24条第1項第3号又は第8号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

第12条から第15条まで 削除

- エ 第24条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- オ 特定事業の施工に關し不正又は不誠実な行為をすおそれがある  
と認めるに足りる相当の理由がある者
- カ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからオまでのいずれかに該当するもの
- キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ク 個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ケ 廃棄物の処理及び清掃に關する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからオまでに掲げる者のうち規則で定めるもの
- (2) 第10条の2に規定する同意を得ていること。
- (3) 特定事業が3年以内に完了するものであること。
- (4) 特定事業の施工を管理することができ事務所が設置されること。
- (5) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (6) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置が図られていること。
- (7) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
2. 知事は、第10条の許可の申請が第11条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第10条の許可をしてはならない。
- (1) 前項第1号から第4号まで及び第6号の規定に適合するものであること。
- (2) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (3) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。ただし、当該土砂等を適正に管理できるものとして規則で定める措置が図

- 3 第10条の許可の申請は、この限りでない。  
第10条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為に係るものである場合にあっては、第1項第5号及び第7号並びに前項第2号の規定は、適用しない。
- 4 知事は、第10条の許可（第11条第1項の申請に係るもので規則で定める構造に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第1項第5号に掲げる事項について、専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。
- （許可の条件）  
**第14条** 知事は、県民の生活の安全を確保し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、第10条の許可に条件を付することができる。
- （変更の許可等）  
**第15条** 第10条の許可を受けた者は、第11条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。この場合においては、第10条の2の規定を準用する。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
(2) 変更の内容及び理由  
(3) その他知事が必要と認める事項
- 3 第1項の許可を受けようとする者は、第10条の許可に係る特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えた日を当該変更後の特定事業の期間が満了する日とすることができない。
- 4 第10条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 5 前3条の規定は、第1項の許可について準用する。

(土砂等の搬入の届出)

(土砂等の搬入の届出)

**第16条** 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

(1)～(3) 略

(土砂等管理台帳の作成等)

**第17条** 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等について、規則で定めるところにより、土砂等管理台帳を作成しなければならない。

2 第10条第1項の届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等の量等を知事に報告しなければならない。

(定期検査の報告等)

**第18条** 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該届出に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと知事が認めるときは、これを省略することができる。

**第16条** 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

(1)～(3) 略

(土砂等管理台帳の作成等)

**第17条** 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、採取場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

- (1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の採取場所からの運搬手段
- (2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量
- (3) 当該許可(一時的な積事に係るものに限る。)に係る特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳
- (4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 第10条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量等を知事に報告しなければならない。

(水質検査等)

**第18条** 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないときは、当該特定事業区域の土壌についての地質検査を行うことによつて、当該水質検査に代えることができる。

2 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業

区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査及び当該特定事業区域の土壌についての地質検査を行わなければならない。ただし、当該水質検査を行うことができないと知事が認めるとき、又は当該地質検査を行う必要がないと知事が認めるときは、当該水質検査又は地質検査は、これを省略することができる。

3 第10条の許可を受けた者は、第1項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を知事に報告しなければならない。

4 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

(周辺住民等への周知)

第18条の2 第10条の許可を受けた者は、当該許可の内容を当該特定事業場の利害関係を有する者に周知させるようにならなければならない。

(関係書類の縦覧)

第19条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の施工を管理する事務所において、当該特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第17条第1項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第20条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と当該事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(土砂等の搬入車両への表示)

第20条の2 第10条の許可を受けた者は、車両を使用し、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めると

2 第10条第1項の届出をした者は、前項の規定によるもののほか、当該届出に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

(周辺住民等への周知)

第18条の2 第10条第1項の届出をした者は、当該特定事業区域及び特定事業に供する施設(以下「特定事業場」という。)の周辺住民その他の利害関係を有する者に対し、当該届出に係る特定事業の計画を周知するよう努めなければならない。

(関係書類の縦覧)

第19条 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業の施工を管理する事務所において、当該特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第17条第1項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第20条 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(土砂等の搬入車両への表示)

第20条の2 第10条第1項の届出をした者は、車両を使用し、当該届出に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めると

ころにより、当該特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならぬ。

(特定事業の完了)

第21条 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬ。

2 前項の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水质検査又は当該特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、当該水质検査又は当該地質検査を行う必要がないと知事が認めるときは、これを省略することができる。

第22条から第24条まで 削除

ころにより、当該特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならぬ。

(特定事業の完了等)

第21条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬ。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第10条の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の廃止等)

第22条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該特定事業の廃止又は休止後の当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止したとき、又は2月以上休止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第10条の許可は、その効力を失う。

4 知事は、第2項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、

第2項の規定による廃止の届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならぬ。

(譲受け)

**第22条の2** 第10条の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業を譲り受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。この場合において、第10条の2の規定を準用する。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 譲受けの相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号

(4) その他知事が必要と認める事項

3 第13条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）及び第14条の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第10条の許可を受けた者の地位を承継する。

(相続)

**第23条** 第10条の許可を受けた者について相続があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第10条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

**第24条** 知事は、第10条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

(1) 第8条第2項の規定による命令に違反したとき。

(2) 不正の手段により第10条、第15条第1項又は第22条の2第1項の許可を受けたとき。

- (3) 第10条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。
- (4) 第13条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) 第14条(第15条第5項及び第22条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (6) 第15条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けずに変更したとき。
- (7) 第16条から第20条の2までの規定に違反したとき。
- (8) 前条第1項の規定により第10条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第13条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。
- (9) 次条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。
2. 前項の規定により第10条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る特定事業について次条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(措置命令)

第25条

(措置命令)

第25条 知事は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第10条の許可を受けた者(第15条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けずに変更した者を除く。)に対し、当該特定事業を一時停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2. 知事は、第10条又は第15条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3. 知事は、第21条第3項、第22条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4. 略

(関係書類の保存)

**第26条** 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業について第21条第1項の規定による完了の届出をした日

から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事提出した書類の写しを保存しなければならない。

(現場管理責任者の義務等)

**第27条** 第10条第1項の届出に係る特定事業の施工を管理する者（以下「現場管理責任者」という。）は、当該特定事業の施工に伴う土壌の汚染

の防止に関し規則で定める職務を誠実に履行しなければならない。  
2 第10条第1項の届出に係る特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。

(立入検査等)

**第28条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者（土砂等を特定事業区域に搬入した者又は土砂等の埋立て等をする者を要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは土砂等の埋立て等をする者を助けた者を含む。以下同じ。）に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(関係書類の保存)

**第26条** 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第21条第1項の規定による完了の届出若しくは第22条第2項の規定による廃止の届出をした日又は第24条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事提出した書類の写しを保存しなければならない。

(現場管理責任者の義務等)

**第27条** 現場管理責任者は、特定事業の施工に伴う土壌の汚染及び災害の発生

の防止に関し規則で定める職務を誠実に履行しなければならない。  
2 特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。

(特定事業に係る土地所有者の義務)

**第27条の2** 第10条の2（第15条第1項及び第22条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第10条の2の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を知事に通報しなければならない。

(立入検査等)

**第28条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者

に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 略

第29条 削除

(市町村の条例との関係)

第30条 市町村が定める土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものと  
して知事が認めるときは、当該市町村の区域を指定し、この条例の規定の全部又は一部を適用しない。

2 略

3 第1項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととされた市町村の区域において、当該適用しないこととされた際に第10条第1項の届出がされている

特定事業については、第1項の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を受けるものとする。

(罰則)

第32条 第8条第2項又は第25条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第1項又は第11条第1項の規定に違反して、届出をしないで特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者

(2) 略

(3) 第17条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

(4) 第17条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2・3 略

(手数料)

第29条 第10条、第15条第1項又は第22条の2第1項の許可を受けようとする者は、別に条例で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(市町村の条例との関係)

第30条 市町村が定める土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものと  
して知事が認めるときは、当該市町村の区域を指定し、この条例の規定の全部又は一部を適用しない。

2 略

3 第1項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととされた市町村の区域において、当該適用しないこととされた際に第10条、第15条第1項又は第22条の2第1項の規定による許可を受け、又は当該許可の申請をしている者の当該許可又は当該許可の申請に係る特定事業については、第1項の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を受けるものとする。

(罰則)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第2項、第24条第1項又は第25条第1項から第4項までの規定による命令に違反した者

(2) 第10条、第15条第1項又は第22条の2第1項の規定に違反して特定事業を行った者

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第17条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

(3) 第17条第2項又は第18条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第18条第1項又は第2項の規定による検査を行わなかった者

(5)・(6) 略

**第34条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第4項、第21条第1項、第22条第2項又は第23条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 略

(5) 第18条第1項又は第21条第2項の規定による検査を行わず、又はこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

(6)・(7) 略

**第34条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第3項又は第21条第1項の規定による届出をした者

(2) 略

**附 則**

- (施行期日)
- この条例は、規則で定める日から施行する。  
(経過措置)
  - この条例の施行の際現に改正前の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第10条の規定によりされしている許可については、当該許可に係る特定事業が完了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る特定事業に関する旧条例第10条の2及び第12条から第28条までの規定の適用については、なお従前の例による。
  - この条例の施行の際現に旧条例第10条の規定によりされしている許可の申請は、改正後の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第10条第1項の規定によりされされた届出とみなす。
  - この条例の施行前に旧条例第10条の規定に違反して特定事業を行った者については、旧条例第25条第2項の規定は、なおその効力を有する。
  - この条例の施行前にした旧条例第24条第1項又は第25条第1項から第4項までの規定による命令については、なお従前の例による。
  - この条例の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
  - (栃木県手数料条例の一部改正)  
栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）	事 務	金 額	別表第1（第2条、第3条、第5条関係）
1～52の12 略			1～52の12 略
53及び54 削除			53 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）第10条の規定に基づき許可の申請に対する審査
			52,000円

<p>54 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第15条第1項の規定に基づく変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>33,000円</p>												
<p>54の2 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第22条の2第1項の規定に基づく譲受けの許可の申請に対する審査</p>	<p>33,000円</p>												
<p>55～517 略 備考 略</p>													
<p>(栃木県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)</p>													
<p>8 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第15条第1項の変更の許可の申請及び旧条例第22条の2第1項の譲受けの許可の申請に係る前項の規定による改正前の栃木県手数料条例別表第1の54の項及び54の2の項の左欄に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。</p>													
<p>(資源循環推進課)</p>													
<p><b>栃木県条例第47号</b> <b>栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例</b> 栃木県警察関係手数料条例(平成12年栃木県条例第12号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>													
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>												
<p>(道路交通法に関する手数料) <b>第8条</b> 県は、道路交通法(以下この条において「法」という。)の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務につき(特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき)それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。</p>	<p>(道路交通法に関する手数料) <b>第8条</b> 県は、道路交通法(以下この条において「法」という。)の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務につき(特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき)それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。</p>												
<table border="1"> <tr> <th>事務</th> <th>手数料の額</th> </tr> <tr> <td>1～3 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3の2 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査(以下この条において「認知機能検査」という。)に従事しようとする者に対する講習</td> <td>1,400円(自動車安全運転センターが行う研修等のうち公安委員会が定めるものを受けた者に対する講習にあつ</td> </tr> </table>	事務	手数料の額	1～3 略		3の2 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査(以下この条において「認知機能検査」という。)に従事しようとする者に対する講習	1,400円(自動車安全運転センターが行う研修等のうち公安委員会が定めるものを受けた者に対する講習にあつ	<table border="1"> <tr> <th>事務</th> <th>手数料の額</th> </tr> <tr> <td>1～3 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3の2 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査(以下この条において「認知機能検査」という。)に従事しようとする者に対する講習</td> <td>1,450円(自動車安全運転センターが行う研修等のうち公安委員会が定めるものを受けた者に対する講習にあつ</td> </tr> </table>	事務	手数料の額	1～3 略		3の2 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査(以下この条において「認知機能検査」という。)に従事しようとする者に対する講習	1,450円(自動車安全運転センターが行う研修等のうち公安委員会が定めるものを受けた者に対する講習にあつ
事務	手数料の額												
1～3 略													
3の2 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査(以下この条において「認知機能検査」という。)に従事しようとする者に対する講習	1,400円(自動車安全運転センターが行う研修等のうち公安委員会が定めるものを受けた者に対する講習にあつ												
事務	手数料の額												
1～3 略													
3の2 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査(以下この条において「認知機能検査」という。)に従事しようとする者に対する講習	1,450円(自動車安全運転センターが行う研修等のうち公安委員会が定めるものを受けた者に対する講習にあつ												

3の3	法第104条の4第6項(法第105条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく運転経歴証明書の交付	では、1,200円)
3の4	法第104条の4第6項(法第105条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく運転経歴証明書の再交付	1,100円
4	法第108条の2第2項の規定に基づく講習のうち公安委員会規則で定めるものの実施	1,350円以上6,450円以下の範囲内で知事が定める額

2 県は、次の表の第1欄に掲げる者から、同表の第2欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第3欄に定める区分に応じ、1件につき(特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき)それぞれ同表の第4欄に定める額の手数料を徴収する。

申請者	手数料の種別	区分	手数料の額
1 法第89条第1項の規定による運転免許を受けようとする者	運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験 法第97条の2第1号又は第2号にして同項の規定の適用を受ける場合 法第97条の2第3号又は第5号にして同項の規定の適用を受ける場合	1,550円

3の3	法第105条の2第2項	では、1,150円)
3の4	法第105条の2第2項	1,150円
3の5	法第105条の2第4項の規定に基づく運転経歴情報の記録	900円(法第105条の2第2項の規定に基づく運転経歴証明書の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円)
4	法第108条の2第2項の規定に基づく講習のうち公安委員会規則で定めるものの実施	1,400円以上6,600円以下の範囲内で知事が定める額

2 県は、次の表の第1欄に掲げる者から、同表の第2欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第3欄に定める区分に応じ、1件につき(特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき)それぞれ同表の第4欄に定める額の手数料を徴収する。

申請者	手数料の種別	区分	手数料の額
1 法第89条第1項の規定による運転免許を受けようとする者	運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験 法第97条の2第1号又は第2号にして同項の規定の適用を受ける場合 法第97条の2第3号又は第5号にして同項の規定の適用を受ける場合	1,650円

<p>令」とい う。)第33 条の2 第6号に掲 げるやむを 得ない理由 のため免許 の更新 を受けるこ な か た 者 に 対 す る 試 験 に あ っ て は、<u>800円</u>)</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p>法第97条の 2第1項第 1号又は第 2号に該当 して同項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p><u>1,900円</u> (政 令第33条の</p>
<p>合</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p>法第97条の 2第1項第 1号又は第 2号に該当 して同項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p><u>1,900円</u> (政 令第33条の</p>
<p>合</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p>法第97条の 2第1項第 1号又は第 2号に該当 して同項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p><u>1,900円</u> (政 令第33条の</p>
<p>合</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p>法第97条の 2第1項第 1号又は第 2号に該当 して同項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p><u>1,900円</u> (政 令第33条の</p>
<p>合</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p>法第97条の 2第1項第 1号又は第 2号に該当 して同項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p><u>1,900円</u> (政 令第33条の</p>
<p>合</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p>法第97条の 2第1項第 1号又は第 2号に該当 して同項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p><u>1,900円</u> (政 令第33条の</p>
<p>合</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p>法第97条の 2第1項第 1号又は第 2号に該当 して同項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p><u>1,900円</u> (政 令第33条の</p>
<p>合</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p>法第97条の 2第1項第 1号又は第 2号に該当 して同項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p><u>1,900円</u> (政 令第33条の</p>
<p>合</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p>法第97条の 2第1項第 1号又は第 2号に該当 して同項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p><u>1,900円</u> (政 令第33条の</p>
<p>合</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p>法第97条の 2第1項第 1号又は第 2号に該当 して同項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p><u>1,900円</u> (政 令第33条の</p>
<p>合</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p>法第97条の 2第1項第 1号又は第 2号に該当 して同項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p><u>1,900円</u> (政 令第33条の</p>

<p>第6号に掲げるやむを得ない理由のため更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、<u>800円</u></p>	<p>法第97条の2第1項の規定を受けない場合</p>	<p>法第97条の2第1項の規定を受けない場合</p>	<p>法第97条の2第1項又は第3号に該当して同項の適用を受ける場合</p>
<p>第6号に掲げるやむを得ない理由のため更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、<u>750円</u></p>	<p>法第97条の2第1項の規定を受けない場合</p>	<p>法第97条の2第1項の規定を受けない場合</p>	<p>法第97条の2第1項又は第3号に該当して同項の適用を受ける場合</p>
<p>第6号に掲げるやむを得ない理由のため更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、<u>750円</u></p>	<p>法第97条の2第1項の規定を受けない場合</p>	<p>法第97条の2第1項の規定を受けない場合</p>	<p>法第97条の2第1項又は第3号に該当して同項の適用を受ける場合</p>
<p>第6号に掲げるやむを得ない理由のため更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、<u>750円</u></p>	<p>法第97条の2第1項の規定を受けない場合</p>	<p>法第97条の2第1項の規定を受けない場合</p>	<p>法第97条の2第1項又は第3号に該当して同項の適用を受ける場合</p>
<p>第6号に掲げるやむを得ない理由のため更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、<u>750円</u></p>	<p>法第97条の2第1項の規定を受けない場合</p>	<p>法第97条の2第1項の規定を受けない場合</p>	<p>法第97条の2第1項又は第3号に該当して同項の適用を受ける場合</p>
<p>第6号に掲げるやむを得ない理由のため更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、<u>750円</u></p>	<p>法第97条の2第1項の規定を受けない場合</p>	<p>法第97条の2第1項の規定を受けない場合</p>	<p>法第97条の2第1項又は第3号に該当して同項の適用を受ける場合</p>

1,750円

1,900円 (政令第33条の6号に掲げるやむを得ない理由のため更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、3,350円)

(3) 特定第一種運転免許(大型自動車免許、大型自動車免許、大型自動車免許、大型自動車免許)

1,850円

1,950円 (政令第33条の6号に掲げるやむを得ない理由のため更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、3,300円)

(3) 特定第一種運転免許(大型自動車免許、大型自動車免許、大型自動車免許、大型自動車免許)

<p>理由のた い免許証 の更新を受 けることか つた者に対 する試験に あつては、 800円)</p>	<p>2,600円(法 第97条第1 項第2号に 掲げる事項 について行 う試験を公 安委員会が 提供する自 動車を使用 して受ける 場合にあつ ては、4,050 円)</p>	<p>1,900円(政 令第33条の 6の2第6 号に掲げる やむを得な い理由のた い免許証 の更新を受 けることか つた者に対 する試験に あつては、 800円)</p>	<p>規定の適用 を受ける場 合</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受ける場 合</p>	<p>法第97条の</p>
<p>以下。以 このお に同じ。 又は大 型自動 車第2 種若し 免許は 若引 免許に 係る 試験</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受ける場 合</p>	<p>以下。以 このお に同じ。 又は大 型自動 車第2 種若し 免許は 若引 免許に 係る 試験</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受ける場 合</p>	<p>法第97条の</p>
<p>理由のた い免許証等 の更新を受 けることか つた者に対 する試験に あつては、 750円)</p>	<p>2,800円(技 能試験 を公 安委員会が 提供する自 動車を使用 して受ける 場合にあつ ては、4,550 円)</p>	<p>1,950円(政 令第33条の 6の2第6 号に掲げる やむを得な い理由のた い免許証等 の更新を受 けることか つた者に対 する試験に あつては、 750円)</p>	<p>規定の適用 を受ける場 合</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受ける場 合</p>	<p>法第97条の</p>
<p>以下。以 このお に同じ。 又は大 型自動 車第2 種若し 免許は 若引 免許に 係る 試験</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受ける場 合</p>	<p>以下。以 このお に同じ。 又は大 型自動 車第2 種若し 免許は 若引 免許に 係る 試験</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受けない 場合</p>	<p>法第97条の 2第1項の 規定の適用 を受ける場 合</p>	<p>法第97条の</p>

<p>2 第1項の適用を受けない場合</p>	<p>1,700円</p>	<p>法第97条の第2号に該当して同項の適用を受ける場合</p>	<p>1,900円 (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円)</p>
<p>(5) 大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許に係る試験</p>	<p>法第97条の第2号に該当して同項の適用を受ける場合</p>	<p>法第97条の第2号又は第3号に該当して同項の適用を受ける場合</p>	<p>4,800円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合は、7,650円)</p>
<p>2 第1項の適用を受けない場合</p>	<p>1,800円</p>	<p>法第97条の第2号に該当して同項の適用を受ける場合</p>	<p>1,950円 (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、750円)</p>
<p>(5) 大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許に係る試験</p>	<p>法第97条の第2号に該当して同項の適用を受ける場合</p>	<p>法第97条の第2号又は第3号に該当して同項の適用を受ける場合</p>	<p>4,500円 (技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合は、7,450円)</p>

円)	1,700円	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	(6) 仮運転免許に係る試験							
円)	1,550円	法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合								
円)	2,900円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用している場合は、4,350円)	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合								
円)	3,900円(公安委員会が提供する自動車を使用している場合は、6,400円)	法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合								
円)	1,800円	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	(6) 仮運転免許に係る試験							
円)	1,650円	法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合								
円)	2,950円(技能試験)	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合								
円)	3,950円(公安委員会が提供する自動車を使用している場合は、4,700円)	法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合								
円)	3,850円(公安委員会が提供する自動車を使用している場合は、6,950円)	法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合								
円)	3,750円(公安委員会が提供する自動車を使用している場合は、6,400円)	法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合								

<p>安委会が自 提供する自 動車を使用 して受ける 場合にあつ ては、<u>4,550</u> 円)</p>	<p>を受けている者に対する 検査</p>	<p>再試験手 数 料</p>	<p>2 法第100 条の2第 1項の規 定による 再試験を 受ける者 とする者</p>	<p>1,900円(法 第100条の2 第2項に規 定する準中 型自動車 の運転に ついては、 必要な技 能について 行う試験を 公安委員 会が提供 する自 動車を使 用する場 合にあつ ては、 <u>4,400</u>円)</p>	<p>(1) 準中型自動車免許に係 る再試験</p>			<p>1,750円(法 第100条の2 第2項に規 定する普通 自動車の運 転について 必要な技 能について 行う試験を 公安委員 会が提供 する自 動車を使 用する場 合にあつ ては、 <u>4,400</u>円)</p>	<p>(2) 普通自動車免許に係る 再試験</p>		
<p>安委会が自 提供する自 動車を使用 して受ける 場合にあつ ては、<u>4,650</u> 円)</p>	<p>を受けている者に対する 検査</p>	<p>再試験手 数 料</p>	<p>2 法第100 条の2第 1項の規 定による 再試験を 受ける者 とする者</p>	<p>2,050円(法 第100条の2 第2項に規 定する準中 型自動車 の運転に ついては、 必要な技 能について 行う試験を 公安委員 会が提供 する自 動車を使 用する場 合にあつ ては、 <u>5,050</u>円)</p>	<p>(1) 準中型自動車免許に係 る再試験</p>			<p>1,950円(法 第100条の2 第2項に規 定する普通 自動車の運 転について 必要な技 能について 行う試験を 公安委員 会が提供 する自 動車を使 用する場 合にあつ ては、 <u>4,400</u>円)</p>	<p>(2) 普通自動車免許に係る 再試験</p>		

<p>ては、<u>2,550円</u></p>	<p>(3) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験</p>	<p>1,650円(法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合、<u>3,100円</u>)</p>	<p>(4) 原動機付自転車免許に係る再試験</p>	<p>1,000円</p>	<p>1,150円(政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため<u>免許証</u>の更新を受けることができなかつた者であつて、法第97条の2第1項第3号に同</p>
<p>ては、<u>2,750円</u></p>	<p>(3) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験</p>	<p>1,800円(法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合、<u>3,550円</u>)</p>	<p>(4) 原動機付自転車免許に係る再試験</p>	<p>1,100円</p>	<p>3 法第92条第1項又は第95条の2第11項の規定による<u>免許証</u>の更新を受けようとする者</p>
<p>免許証交付手数料</p>	<p>法第92条第1項</p>	<p>法第92条第1項の規定による交付を受ける場合</p>	<p>法第92条第1項の規定による交付を受ける場合</p>	<p>法第92条第1項の規定による交付を受ける場合</p>	<p>法第92条第1項の規定による交付を受ける場合</p>

項の規定の適用を受けたもの  
 以下の条において「特定試験免除者」という。)に對する交付に於ては、  
 800円)と  
 900円(法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合に於ては、  
 900円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)との合計額

項の規定の適用を受けたもの(以下この条において「特定試験免除者」という。)に對する交付に於ては、  
 1,250円)と  
 850円(目を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者(以下この条において「複数免許取得者」という。)に對する交付に於ては、  
 650円に、左の免許1種類  
 ごとに200円を加えた額)との合計額

2,550円

法第95条の2  
 第11項の

<p>4 法第94条第2項の規定による免許の再交付を受ける者</p>	<p>4の2 法第95条の第3項の規定による特定免許情報の記録又は法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項の規定若しくは法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え</p>	<p>4 法第94条第2項の規定による免許の再交付を受ける者</p>	<p>規定による交付を受ける場合</p>	<p>1,100円</p>
<p>4 法第94条第2項の規定による免許の再交付を受ける者</p>	<p>特定免許情報記録手数料</p>	<p>(1) 法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録</p>	<p>法第95条の2第6項の規定による申出をする場合</p>	<p>600円 (特定試験免除者に係る記録にあっては、400円)と950円 (複数免許取得者に係る記録にあっては、750円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた合計額)</p>
<p>4 法第94条第2項の規定による免許の再交付を受ける者</p>	<p>免許証再交付手数料</p>	<p>(2) 仮運転免許に係る免許証</p>	<p>法第101条の4の2第2項の規定による申出(以下この条において「更新時不交付申出」)</p>	<p>800円</p>
<p>4 法第94条第2項の規定による免許の再交付を受ける者</p>	<p>免許証再交付手数料</p>	<p>(2) 仮運転免許に係る免許証</p>	<p>法第94条第2項の規定による免許の再交付を受ける者</p>	<p>1,150円</p>
<p>4 法第94条第2項の規定による免許の再交付を受ける者</p>	<p>免許証再交付手数料</p>	<p>(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証</p>	<p>法第94条第2項の規定による免許の再交付を受ける者</p>	<p>2,250円</p>
<p>4 法第94条第2項の規定による免許の再交付を受ける者</p>	<p>免許証再交付手数料</p>	<p>(2) 仮運転免許に係る免許証</p>	<p>法第94条第2項の規定による免許の再交付を受ける者</p>	<p>1,150円</p>

る者(免許の効力の停止の期間が満了した場  
合又は免許の効力の停止が解除され  
た場合に  
法第95条  
の2第1  
項の規定  
による申  
請をした  
者その他  
の政令第  
43条第4  
項に規定  
する者を  
除く。)

という。)を  
する場  
法第95条  
の2第6  
項の規定  
による申  
出及び更  
新時不交  
付の申出  
をしない  
場合

1,500円(法  
第92条第1  
項、第95条  
の2第11項  
若しくは第  
101条の4の  
2第1項の  
規定による  
免許証(仮  
運転免許に  
係るものを  
除く。)の  
交付又は法  
第94条第2  
項の規定に  
よる免許証  
(仮運転免  
許に係るも  
のを除く。  
の再交付と  
同時に記録  
を受ける場  
合)にあって  
は、  
100円)

600円(免許  
証(仮運転  
免許に係る  
ものを除く。  
及び法第95  
条の2第4項  
に規定する  
免許情報記  
録番号)

(2) 法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項の規定又は法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え

<p>カードを有する者(以下この条において「免許証・免許情報記録個人情報番号カード保有者」という。)に係る書換えにあっては、零円)と950円(免許証・免許情報記録個人情報番号カード保有者に係る書換えにあっては100円、複数免許取得者(免許証・免許情報記録個人情報番号カード保有者を除く。)に係る書換えにあっては750円)に与える免許1種類ごとに200円を加えた合計額</p>	<p>2,750円</p>	<p>5 法第101条第1項</p>	<p>免許証等更新手数料</p>	<p>(1) 免許証の有効期</p>	<p>法第101条の2の2第1項</p>
<p>5 法第101条第1項</p>	<p>免許証更新手数料</p>	<p>(1) 免許証の更新(法第101条の2の2第1項の</p>	<p>2,500円</p>	<p></p>	<p></p>

<p>又は第101条の2第1項の規定による更新の受ける者</p>	<p>間の更新(同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。)</p>	<p>項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出(以下この条において「經由申請」という。)をする場合</p>	<p>1,300円</p>
<p>又は第101条の2第1項の規定による更新の受ける者</p>	<p>經由申請及び更新時不交付申請のいずれをもしない場合</p>	<p>2,850円</p>	
<p>規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。)</p>	<p>(2) 免許証の更新(法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合)</p>	<p>2,550円</p>	
<p>又は第101条の2第1項の規定による更新の受ける者</p>	<p>(2) 免許情報記録の有効期間の更新(同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。)</p>	<p>經由申請をする場合であつて、法第101条の2の2第3項の規定による申請(以下この条において「經由地書換申請」という。)をするとき</p>	<p>1,950円</p>

<p>する場合であつて、<u>經由地書換申出をしないとき</u></p>	<p><u>2,100円</u></p>			
<p><u>經由申請をしない場合</u></p>	<p><u>2,500円</u></p>			
<p>(3) <u>免許期間の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新</u></p>	<p><u>2,850円</u></p>			
<p>5の2 法第101条の2の1項の規定により<u>免許証等の更新の申請をしようする者</u></p>	<p><u>2,950円</u></p>			
<p>5の2 法第101条の2の1項の規定により<u>免許証等の更新の申請をしようする者</u></p>	<p><u>1,700円</u></p>		<p>經由手数料</p>	<p>5の3 略</p>
<p>(1) <u>經由地書換申出をする場合</u></p>	<p><u>750円</u></p>			
<p>(2) <u>經由地書換申出をしない場合</u></p>	<p><u>3,650円</u></p>		<p>經由手数料</p>	<p>5の4 法第97条の2第3号イの規定に</p>
<p>5の3 略</p>	<p>5の4 法第97条の2第3号イの規定に</p>	<p>5の2 法第101条の2の1項の規定により<u>免許証等の更新の申請をしようする者</u></p>	<p>經由手数料</p>	<p>5の3 略</p>
<p>5の4 法第97条の2第3号イの規定に</p>	<p>5の4 法第97条の2第3号イの規定に</p>	<p>5の2 法第101条の2の1項の規定により<u>免許証等の更新の申請をしようする者</u></p>	<p>經由手数料</p>	<p>5の4 法第97条の2第3号イの規定に</p>

運転検査による技能受と者 6	法第91条又は第91条第2項の規定により運転することができる自動車等種類を限定された者、その全部又は一部の受と者、委員検査によるもの	7 略	8 法第99条第1号イの規定による受と者	技能検定員 審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の2第4項第1号イの規定による審査(以下この条において「技能検定員審査」という。) (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	23,400円	19,500円
運転検査による技能受と者 6	法第91条又は第91条第2項の規定により運転することができる自動車等種類を限定された者、その全部又は一部の受と者、委員検査によるもの	7 略	8 法第99条第1号イの規定による受と者	技能検定員 審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の2第4項第1号イの規定による審査(以下この条において「技能検定員審査」という。) (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	23,750円	19,800円
運転検査による技能受と者 6	法第91条又は第91条第2項の規定により運転することができる自動車等種類を限定された者、その全部又は一部の受と者、委員検査によるもの	7 略	8 法第99条第1号イの規定による受と者	技能検定員 審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の2第4項第1号イの規定による審査(以下この条において「技能検定員審査」という。) (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	23,400円	19,500円
運転検査による技能受と者 6	法第91条又は第91条第2項の規定により運転することができる自動車等種類を限定された者、その全部又は一部の受と者、委員検査によるもの	7 略	8 法第99条第1号イの規定による受と者	技能検定員 審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の2第4項第1号イの規定による審査(以下この条において「技能検定員審査」という。) (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	23,750円	19,800円

<p>(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p>	<p>14,450円</p>
<p>(4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この条において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）</p>	<p>22,200円</p>
<p>9 略</p>	
<p>10 法第99条の3第1号イの規定による審査を受けようとする者</p>	<p>教習指導員 審査手数料</p>
<p>(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下この条において「教習指導員審査」という。）</p>	<p>15,100円</p>
<p>(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>12,000円</p>
<p>(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>	<p>9,950円</p>
<p>(4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この条において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）</p>	<p>12,850円</p>
<p>(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p>	<p>14,700円</p>
<p>(4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この条において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）</p>	<p>21,500円</p>
<p>9 略</p>	
<p>10 法第99条の3第1号イの規定による審査を受けようとする者</p>	<p>教習指導員 審査手数料</p>
<p>(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下この条において「教習指導員審査」という。）</p>	<p>14,550円</p>
<p>(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>11,850円</p>
<p>(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>	<p>9,650円</p>
<p>(4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この条において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）</p>	<p>12,450円</p>

		導員審査」という。)		2,350円	
11 法第107条の7第1項の規定による国外運転免許の交付を受ける者	国外運転免許手数料	(1) 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	講習1時間について750円	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習(準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受ける者に対するものに限る。)	講習1時間について4,450円
		(2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	講習1時間について2,350円		
		(3) 略			
12 法第108条の2第1項の規定による講習を受けようとする者	講習手数料	(4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	講習1時間について4,650円	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習(準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受ける者に対するものに限る。)	講習1時間について3,800円
		(1) 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	講習1時間について850円		
		(2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習		講習1時間について2,400円	
		(3) 略			
		(4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習		講習1時間について4,650円	
11 法第107条の7第1項の規定による国外運転免許の交付を受ける者	国外運転免許手数料			2,250円	
12 法第108条の2第1項の規定による講習を受けようとする者	講習手数料	(1) 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	講習1時間について850円	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習(準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受ける者に対するものに限る。)	講習1時間について3,800円
		(2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	講習1時間について2,400円		
		(3) 略			
		(4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習		講習1時間について4,650円	

<p>いる者に対するものを除く。)</p>	<p>普通自動車免許に係る講習</p>	<p>講習1時間 について 2,800円</p>
	<p>(5) 法第108条の2第5項に掲げる講習</p>	<p>講習1時間 について 4,150円</p>
<p>いる者に対するものを除く。)</p>	<p>普通自動車免許に係る講習</p>	<p>講習1時間 について 4,000円</p>
	<p>(6) 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習</p>	<p>講習1時間 について 1,500円</p>
<p>いる者に対するものを除く。)</p>	<p>普通自動車免許に係る講習</p>	<p>講習1時間 について 3,100円</p>
	<p>(7) 法第108条の2第1項第7号に掲げる講習</p>	<p>講習1時間 について 1,400円</p>
<p>いる者に対するものを除く。)</p>	<p>普通自動車免許に係る講習</p>	<p>講習1時間 について 2,150円</p>
	<p>(8) 法第108条の2第1項第8号に掲げる講習</p>	<p>講習1時間 について 2,050円</p>
<p>いる者に対するものを除く。)</p>	<p>普通自動車免許に係る講習</p>	<p>講習1時間 について 2,700円</p>
	<p>(9) 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習</p>	<p>講習1時間 について 2,550円</p>
<p>いる者に対するものを除く。)</p>	<p>普通自動車免許に係る講習</p>	<p>講習1時間 について 3,050円</p>
	<p>(5) 法第108条の2第5項に掲げる講習</p>	<p>講習1時間 について 4,300円</p>
<p>いる者に対するものを除く。)</p>	<p>普通自動車免許に係る講習</p>	<p>講習1時間 について 4,200円</p>
	<p>(6) 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習</p>	<p>講習1時間 について 1,750円</p>
<p>いる者に対するものを除く。)</p>	<p>普通自動車免許に係る講習</p>	<p>講習1時間 について 3,200円</p>
	<p>(7) 法第108条の2第1項第7号に掲げる講習</p>	<p>講習1時間 について 1,850円</p>
<p>いる者に対するものを除く。)</p>	<p>普通自動車免許に係る講習</p>	<p>講習1時間 について 2,300円</p>
	<p>(8) 法第108条の2第1項第8号に掲げる講習</p>	<p>講習1時間 について 2,150円</p>
<p>いる者に対するものを除く。)</p>	<p>普通自動車免許に係る講習</p>	<p>講習1時間 について 2,850円</p>
	<p>(9) 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習</p>	<p>講習1時間 について 2,700円</p>
<p>いる者に対するものを除く。)</p>	<p>普通自動車免許に係る講習</p>	<p>講習1時間 について 2,050円</p>
	<p>(10) 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習</p>	<p>講習1時間 について 2,550円</p>
<p>いる者に対するものを除く。)</p>	<p>普通自動車免許に係る講習</p>	<p>講習1時間 について 2,700円</p>
	<p>(10) 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習</p>	<p>講習1時間 について 2,550円</p>

<p>(11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習</p>	<p>転車免許に係る講習 法第95条の6第1項の備考1のロに規定する優良運転者に対する講習</p>	<p>2,550円 500円(公安委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習(以下この条において「オンライン講習」という。)にあっては、200円)</p>
<p>(11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習</p>	<p>転車免許に係る講習 法第92条の2第1項の備考1の2に規定する優良運転者に対する講習</p>	<p>2,450円 500円</p>
<p>(11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習</p>	<p>転車免許に係る講習 法第95条の6第1項の備考1のハに規定する一般運転者に対する講習</p>	<p>800円(オンライン講習にあっては、200円)</p>
<p>(11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習</p>	<p>転車免許に係る講習 法第92条の2第1項の備考1の3に規定する一般運転者に対する講習</p>	<p>800円</p>
<p>(11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習</p>	<p>転車免許に係る講習 法第95条の6第1項の講習</p>	<p>1,400円</p>
<p>(11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習</p>	<p>転車免許に係る講習 法第92条の2第1項の講習</p>	<p>1,350円(国家公安委員)</p>

<p>会規則で定め る政令第33 条の7第2 項の基準に 該当しない 者に対する 講習にあつ ては、 800円)</p>	<p>表の備考1 の4に規定 する違反運 転者等</p>	<p>6,450円</p>
<p>(12) 法第 108条の2 第1項第 12号に掲 げる講習</p>	<p>法第71条の 5第3項に 規定する普 通自動車対 応免許(以 下の条にお いて「普通 自動車対</p>	<p>法第71条の 5第3項に 規定する普 通自動車対 応免許(以 下の条にお いて「普通 自動車対</p>
<p>表の備考1 の2に規定 する違反運 転者等の特 定基準に 該当しない 者(国家公安 委員会規則 で定める政 令第33条の 7第2項の 基準に該当 しない者。以 下の条にお いて同じ。)で ないものに対 する講習</p>	<p>800円(オン ライン講習 にあつて は、200円)</p>	<p>6,600円</p>
<p>(12) 法第 108条の2 第1項第 12号に掲 げる講習</p>	<p>法第71条の 5第3項に 規定する普 通自動車対 応免許(以 下の条にお いて「普通 自動車対</p>	<p>法第71条の 5第3項に 規定する普 通自動車対 応免許(以 下の条にお いて「普通 自動車対</p>

<p>とをいう。)          受ける者(法第97条第2号に掲げる者並びに法第101条第3項の規定を受ける者。)          に対する講習</p>	<p>普通自動車          対応している受ける者(法第97条第2号に掲げる者又は法第101条第3項の規定を受ける者。)          又は法第101条第3項の規定を受ける者に限る。)          又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対外のものを</p>	<p>2,900円</p>
<p>とをいう。)          受ける者(法第97条第2号に掲げる者並びに法第101条第3項の規定を受ける者。)          に対する講習</p>	<p>普通自動車          対応している受ける者(法第97条第2号に掲げる者又は法第101条第3項の規定を受ける者。)          又は法第101条第3項の規定を受ける者に限る。)          又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対外のものを</p>	<p>2,950円</p>

<p>受けている者に対する講習</p>	<p>(13) <u>法第108条の2第1項第13号に掲げる講習</u></p>	<p>12,500円 (当該講習が道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習の方式に係るものである場合において、9,050円)</p>	<p>900円</p>
		<p>(14) 若年運転者講習</p>	<p>講習1時間について 2,250円</p>
		<p>(15) <u>法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習</u></p>	<p>講習1時間について 講習1時間について 2,000円</p>
<p>受けている者に対する講習</p>	<p>(13) <u>法第108条の2第1項第13号に掲げる講習</u></p>	<p>12,900円</p>	<p>13 法第108条の2第1項第10号又は第13号に掲げる講習</p>
<p>受けている者に対する講習</p>	<p>自動車等(これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。)を使用する指導(以下この条において「実車等指導」という。)を含む講習</p>	<p>9,350円</p>	<p>通知手数料</p>
<p>受けている者に対する講習</p>	<p>(14) 若年運転者講習</p>	<p>講習1時間について 2,600円</p>	<p>13 法第108条の2第1項第10号、第13号又は第14号に掲げる講習</p>
<p>受けている者に対する講習</p>	<p>(15) <u>法第108条の2第1項第15号</u>に<u>掲げる講習</u></p>	<p>講習1時間について 講習1時間について 2,100円</p>	<p>通知手数料</p>
<p>受けている者に対する講習</p>	<p>(16) <u>法第108条の2第1項第16号に掲げる講習</u></p>	<p>講習1時間について 講習1時間について 2,050円</p>	<p>1,000円</p>

を受けようとする者

備考 略

3 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、その者に係る手数料の額は、前項の表8の項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表8の項の第4欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	手数料の額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	4,000円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,550円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,250円
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,250円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	6,700円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,100円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,100円
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,400円

3・4 略

5 技能検定の実施に関する知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,350円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,650円

を受けようとする者

備考 略

3 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、その者に係る手数料の額は、前項の表8の項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表8の項の第4欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	手数料の額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	3,800円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,650円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,200円
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,450円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	6,350円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,250円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,900円
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,750円

3・4 略

5 技能検定の実施に関する知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,600円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,550円

6	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	(1) 略	
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査		2,000円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		2,400円
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査		3,750円
	7 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,600円
	備考 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合においては、1の項及び2の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,950円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,350円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合においては、3の項及び4の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。		

  

6	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	(1) 略	
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査		2,050円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		2,550円
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査		3,700円
	7 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,550円
	備考 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合においては、1の項及び2の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合においては、3の項及び4の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。		

4 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、その者に係る手数料の額は、第2項の表10の項の第4欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第2項の表10の項の第4欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,000円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,550円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,250円
2 技能教習に必要な教習の技能	(1)～(3) 略	
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,050円
3 略		
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他の自動車の運転に関する知識	(1)・(2) 略	
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	(1)・(2) 略	
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,500円
	(2)・(3) 略	
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,550円

4 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、その者に係る手数料の額は、第2項の表10の項の第4欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第2項の表10の項の第4欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	3,800円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,650円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,200円
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	(1)～(3) 略	
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,100円
3 略		
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他の自動車の運転に関する知識	(1)・(2) 略	
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	(1)・(2) 略	
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550円
	(2)・(3) 略	
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,600円

転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

備考

- 1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合においては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、第2項の表10の項の第4欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,000円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,350円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。
- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合においては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、第2項の表10の項の第4欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については200円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

5・6 略

(自動車保管場所の確保等に関する法律に関する手数料)

第9条 県は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

事務	手数料の額
1 略	
2 略	

備考

- 1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合においては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、第2項の表10の項の第4欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,850円を減ずるものとする。
- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合においては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、第2項の表10の項の第4欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については150円を減ずるものとする。

5・6 略

(自動車保管場所の確保等に関する法律に関する手数料)

第9条 県は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

事務	手数料の額
1 略	
1の2 略	
2 法第6条第1項（法第7条第2項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。））、第13条第4項及び附則	520円

第8項において準用する場合を含む。)の 規定に基づく保管場所標章の交付	
3 法第6条第3項(法第7条第2項(法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定に基づく保管場所標章の再交付	520円

(手数料の徴収方法)

**第13条** 県が徴収する手数料は、証紙徴収の方法によって徴収する。ただし、次に掲げる手数料については、この限りでない。

- (1) 第8条第1項の表1の項及び第9条の表2の項

\_\_\_\_\_に係る手数料

(2) 略

(手数料の徴収方法)

**第13条** 県が徴収する手数料は、証紙徴収の方法によって徴収する。ただし、次に掲げる手数料については、この限りでない。

- (1) 第8条第1項の表1の項並びに第9条の表1の2の項及び2の項の事務(同項の事務にあつては、自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項ただし書の規定による申請に併せて行う同法第6条第1項の保管場所標章の交付に係るものに限る。)に係る手数料
- (2) 略

附 則

- 1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。ただし、第9条及び第13条の改正規定並びに次項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に申請がなされている事務(改正前の第9条の表2の項及び3の項に掲げるものに限る。)に係る手数料については、なお従前の例による。

(警察本部運転転免許管理課)

栃木県条例第48号

知事等の給与の特例に関する条例

(知事及び副知事の給与の特例)

**第1条** 知事及び副知事の給料月額は、令和7年1月1日から令和10年12月8日までの間(以下「特例期間」という。)において、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和29年栃木県条例第2号)第2条の規定にかかわらず、知事にあつては同条第1号に定める給料月額からその100分の10に相当する額を減じた額、副知事にあつては同条第2号に定める給料月額からその100分の7に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条第1号及び第2号に定める額とする。

(教育長の給与の特例)

**第2条** 教育長の給料月額は、特例期間において、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例(昭和28年栃木県条例第27号)第2条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

(常勤の監査委員の給与の特例)

**第3条** 常勤の監査委員の給料の月額は、特例期間において、栃木県監査委員等の給与及び旅費等に関する条例(昭和31年栃木県条例第26号)第4条第1号の規定にかかわらず、同号に定める給料の月額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同号に定める額とする。



(期末手当)

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第20条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の102.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額

3～5 略

(寒冷地手当)

第21条 略

2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 世帯主である職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

(期末手当)

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第20条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 略

(寒冷地手当)

第21条 略

2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 世帯主である職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 扶養親族のある職員（人事委員会規則で定めるものを除く。）  
19,800円  
 イ ア以外の職員 11,400円  
 (2) その他の職員 8,200円  
 3・4 略

ア 扶養親族のある職員（人事委員会規則で定めるものを除く。）  
17,800円  
 イ ア以外の職員 10,200円  
 (2) その他の職員 7,360円  
 3・4 略

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	級								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号	給	給料月額								
1	円	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500
2	円	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600
3	円	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600
4	円	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600
5	円	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600
6	円	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600
7	円	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600
8	円	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700
9	円	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400
10	円	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500
11	円	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500
12	円	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600
13	円	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300
14	円	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600
15	円	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900
16	円	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200
17	円	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200
18	円	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600
19	円	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100

20	212, 100	255, 400	281, 200	313, 900	340, 000	366, 600	413, 900	453, 600	514, 500
21	213, 600	256, 400	282, 500	315, 400	341, 500	368, 000	415, 700	455, 400	515, 700
22	215, 200	257, 400	283, 800	317, 000	343, 100	369, 600	417, 500	456, 900	517, 100
23	216, 800	258, 400	285, 000	318, 600	344, 700	371, 200	419, 300	458, 300	518, 600
24	218, 400	259, 400	286, 200	320, 200	346, 200	372, 700	421, 100	459, 800	520, 100
25	220, 000	260, 400	287, 300	321, 700	347, 600	374, 600	422, 700	461, 200	521, 200
26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500	424, 200	462, 500	522, 300
27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400	425, 700	463, 800	523, 500
28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200	427, 200	465, 000	524, 700
29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700	466, 000	525, 700
30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000	466, 700	526, 600
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300	467, 400	527, 500
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500	468, 100	528, 400
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700	468, 800	529, 200
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000	469, 500	530, 100
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100	530, 800
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700	531, 300
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200	532, 000
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800	532, 600
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400	533, 400
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000	534, 000
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500	534, 500
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000	
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400	
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700	
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000	
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000		
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400		
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100		

49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	

77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			
101		301,600	349,800			
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			
104		302,500	351,000			
105		302,700	351,500			

年 定 考	再 前 任	時 短 間	勤 務 員	給料表		職給料表	
				基 給 料 月 額	準 給 料 月 額	基 給 料 月 額	準 給 料 月 額
106				303,000	351,900	円	円
107				303,300	352,300	円	円
108				303,600	352,700	円	円
109				303,800	353,200	円	円
110				304,200	353,600	円	円
111				304,600	353,900	円	円
112				304,900	354,200	円	円
113				305,100	354,700	円	円
114				305,300		円	円
115				305,600		円	円
116				306,000		円	円
117				306,200		円	円
118				306,400		円	円
119				306,700		円	円
120				307,000		円	円
121				307,400		円	円
122				307,600		円	円
123				307,900		円	円
124				308,200		円	円
125				308,500		円	円

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第5条関係)

職 の 分 区	員 の 号	職 務 の 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給 料 月 額										
年 再 用 時 勤 務 員 以 外 の 職 員	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500	430,500	430,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300	432,300	432,300
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200	434,200	434,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100	436,100	436,100
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500	437,500	437,500
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100	439,100	439,100
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700	440,700	440,700
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100	442,100	442,100
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500	443,500	443,500
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200	445,200	445,200
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800	446,800	446,800
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200	448,200	448,200
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100	449,100	449,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700	450,700	450,700
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500	452,500	452,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300	454,300	454,300
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800	455,800	455,800
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600	457,600	457,600
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400	459,400	459,400
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100	461,100	461,100
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700	462,700	462,700
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400	464,400	464,400
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000	466,000	466,000
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800	467,800	467,800
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300	469,300	469,300

26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700
27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200
28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500
29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700
30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400
31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100
32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700
33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200
34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900
35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500
36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100
37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400
38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000
39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500
40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000
41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500
42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900
43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300
44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700
45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000
46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900	
47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400	
48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900	
49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400	
50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700	
51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000	
52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400	
53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800	
54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000	

55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300
56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500
57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900
58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100
59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300
60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500
61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900
62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400	
63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700	
64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000	
65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200	
66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500	
67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800	
68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100	
69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300	
70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600	
71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900	
72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100	
73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300	
74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600	
75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900	
76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200	
77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400	
78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700	
79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000	
80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300	
81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500	
82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800	
83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100	

84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400
85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600
86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100	
87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400	
88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600	
89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800	
90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100	
91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400	
92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600	
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800	
94	308,300	330,200	356,200	389,800			
95	309,200	331,400	357,700	390,300			
96	310,000	332,600	359,100	390,800			
97	310,800	333,800	360,400	391,200			
98	311,800	335,100	361,600	391,600			
99	312,700	336,300	362,700	392,100			
100	313,600	337,500	363,900	392,600			
101	314,500	338,900	365,000	393,000			
102	315,500	339,800	366,100	393,500			
103	316,500	340,800	367,200	394,000			
104	317,400	341,900	368,300	394,500			
105	318,200	343,000	369,500	394,800			
106	318,800	344,100	370,000	395,200			
107	319,400	345,100	370,600	395,700			
108	320,000	346,100	371,200	396,000			
109	320,500	347,300	371,800	396,300			
110	321,000	348,300	372,300	396,800			
111	321,400	349,300	372,700	397,300			
112	321,900	350,200	373,200	397,800			

113	322,700	351,100	373,600	398,100
114	323,400	352,000	374,000	398,600
115	324,100	353,000	374,500	399,100
116	324,700	354,000	375,000	399,600
117	325,300	355,000	375,400	399,900
118	326,000	355,400	375,900	400,400
119	326,700	356,000	376,500	400,900
120	327,500	356,600	377,000	401,400
121	328,100	356,900	377,200	401,800
122	328,400	357,300	377,700	402,300
123	328,900	357,700	378,200	402,700
124	329,400	358,100	378,600	403,200
125	329,700	358,500	379,100	403,600
126		358,900	379,600	
127		359,300	380,100	
128		359,700	380,600	
129		360,100	380,900	
130		360,500	381,400	
131		360,900	381,900	
132		361,300	382,400	
133		361,500	382,700	
134		362,000	383,200	
135		362,400	383,600	
136		362,700	384,000	
137		363,000	384,300	
138		363,400	384,800	
139		363,900	385,300	
140		364,400	385,800	

職の区分	職務の級	研究職給料表				
		1	2	3	4	5
年 再 用 時 勤 職 以 外 の 員	給 料 月 額	円	円	円	円	円
		183,900	233,900	233,900	311,600	355,400
		185,000	238,200	238,200	313,500	356,800
		186,200	240,900	240,900	315,400	358,200
		187,300	243,600	243,600	317,300	359,500
		188,400	246,200	246,200	319,100	360,700
		190,500	247,800	247,800	320,900	361,900
		192,600	249,300	249,300	322,700	363,100
		194,700	250,800	250,800	324,400	364,200
		196,800	252,300	252,300	326,100	365,300
		198,800	254,400	254,400	328,100	366,700
		200,800	256,500	256,500	330,100	368,000
202,800	258,500	258,500	332,100	369,300		
定 前 任 短 間 務 員	給 料 月 額	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	293,800	310,600	324,900
		262,200	364,700	386,100	386,100	386,100
		365,200	365,200	365,200	365,200	365,200
		366,200	366,200	366,200	366,200	366,200
年 再 用 時 勤 職 員	給 料 月 額	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	293,800	310,600	324,900
		262,200	364,700	386,100	386,100	386,100
		365,200	365,200	365,200	365,200	365,200
		366,200	366,200	366,200	366,200	366,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第5条関係)

13	204,800	260,500	333,900	370,600	415,600
14	206,700	262,800	335,900	372,000	418,000
15	208,600	265,100	337,800	373,400	420,500
16	210,400	267,300	339,700	374,700	422,900
17	212,100	269,500	341,500	376,000	424,800
18	213,900	271,900	343,100	377,400	426,900
19	215,700	274,300	344,700	378,800	429,000
20	217,500	276,700	346,300	380,200	431,200
21	219,300	279,000	347,900	381,600	433,100
22	221,100	281,100	348,900	383,000	435,200
23	222,800	283,200	349,900	384,400	437,300
24	224,500	285,200	350,900	385,800	439,200
25	226,200	287,200	352,000	387,200	440,900
26	228,300	289,100	353,300	388,700	442,700
27	230,200	291,000	354,500	390,100	444,600
28	232,100	292,900	355,700	391,500	446,500
29	234,000	294,800	356,900	392,900	448,300
30	235,100	296,300	358,000	394,400	450,100
31	236,200	297,800	359,100	395,900	451,900
32	237,300	299,300	360,200	397,400	453,600
33	238,700	300,800	361,300	398,900	455,400
34	240,200	302,300	362,300	400,500	456,900
35	241,700	303,800	363,300	402,100	458,300
36	243,200	305,200	364,300	403,800	459,800
37	244,700	306,600	365,200	405,000	461,200
38	246,300	307,500	366,100	406,400	462,500
39	247,900	308,400	366,900	407,800	463,800
40	249,500	309,300	367,700	409,100	465,000
41	251,100	310,100	368,400	410,400	466,000

42	252,600	310,600	369,200	411,700	466,700
43	254,100	311,100	370,000	413,200	467,400
44	255,600	311,600	370,800	414,700	468,100
45	257,100	312,100	371,600	415,900	468,800
46	258,400	312,600	372,400	417,100	469,500
47	259,600	313,100	373,200	418,700	470,100
48	260,800	313,600	374,000	420,200	470,700
49	262,000	314,000	374,800	421,500	471,200
50	263,100	314,500	376,100	422,900	471,800
51	264,200	315,000	377,400	424,300	472,400
52	265,300	315,500	378,600	425,700	473,000
53	266,400	315,900	379,300	427,100	473,500
54	267,500	316,400	380,300	428,500	474,000
55	268,500	316,800	381,100	429,900	474,400
56	269,500	317,200	381,800	431,300	474,700
57	270,500	317,600	382,500	432,400	475,000
58	271,200	318,000	383,200	433,700	
59	271,800	318,400	383,900	435,100	
60	272,400	318,800	384,600	436,400	
61	273,000	319,200	385,200	437,200	
62	273,600	319,800	385,900	438,000	
63	274,200	320,400	386,700	438,900	
64	274,800	321,000	387,500	439,800	
65	275,400	321,500	388,100	440,600	
66	276,000	322,100	388,900	441,400	
67	276,600	322,700	389,600	442,000	
68	277,200	323,300	390,300	442,800	
69	277,800	323,800	390,900	443,200	
70	278,500	324,400	391,600	443,800	

71	279,200	325,000	392,300	444,300
72	279,900	325,600	393,000	444,800
73	280,500	326,100	393,700	445,300
74	281,200	326,800	394,300	
75	281,900	327,500	394,900	
76	282,600	328,200	395,600	
77	283,200	328,900	396,300	
78	283,900	329,600	396,800	
79	284,600	330,300	397,400	
80	285,200	331,000	398,000	
81	285,800	331,700	398,500	
82	286,500	332,500	399,100	
83	287,200	333,200	399,700	
84	287,800	333,800	400,200	
85	288,400	334,300	400,700	
86	289,100	334,800	401,200	
87	289,800	335,200	401,700	
88	290,400	335,600	402,400	
89	291,000	335,900	402,800	
90	291,700	336,400		
91	292,400	336,800		
92	293,000	337,200		
93	293,600	337,500		
94	294,300	337,900		
95	294,900	338,300		
96	295,500	338,700		
97	295,800	339,200		
98	296,400	339,700		
99	297,000	340,200		

100	297,500	340,700							
101	298,000	341,200							
102	298,400	341,700							
103	298,800	342,200							
104	299,200	342,700							
105	299,600	343,100							
106	300,100	343,500							
107	300,600	344,000							
108	300,900	344,400							
109	301,100	344,900							
110	301,500	345,300							
111	301,800	345,700							
112	302,000	346,100							
113	302,300	346,600							
114	302,600	347,000							
115	302,900	347,400							
116	303,200	347,800							
117	303,500	348,300							
118	303,800	348,700							
119	304,000	349,100							
120	304,300	349,500							
121	304,600	349,900							
	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	221,800	263,600	288,600	331,400	380,700				
年 定 前 任 短 間 務 員									
再 用 時 勤 職									
備 考	この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。								

別表第4 (第5条関係)

医療職給料表

了 医療職給料表(1)

職 の 分 区	職 務 の 級	給 料 月 額			
		1	2	3	4
年 再 用 時 勤 務 員 外 職	号	給	給	給	給
		料	料	料	料
		月	月	月	月
		額	額	額	額
		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800

24	363,200	423,500	467,700	527,600
25	366,200	424,900	469,500	529,200
26	368,500	426,400	471,300	531,000
27	370,800	427,900	473,100	532,800
28	373,000	429,300	474,900	534,600
29	374,900	430,700	476,700	536,200
30	376,600	432,200	478,500	538,000
31	378,300	433,700	480,300	539,800
32	380,100	435,100	482,100	541,500
33	381,900	436,500	483,900	543,100
34	383,700	438,000	485,800	544,900
35	385,300	439,500	487,700	546,600
36	386,700	440,900	489,600	548,300
37	388,100	442,300	491,500	549,800
38	389,600	443,700	493,200	551,400
39	391,100	445,100	495,000	552,800
40	392,600	446,500	496,800	554,400
41	394,100	447,900	498,400	555,900
42	394,800	449,300	500,200	557,300
43	395,400	450,700	502,000	558,700
44	396,100	452,100	503,600	560,000
45	397,000	453,500	505,000	561,200
46	397,600	454,900	506,700	562,200
47	398,200	456,300	508,500	563,200
48	398,800	457,700	510,200	564,200
49	399,400	459,100	511,700	565,200
50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	464,000	515,600	567,900

53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600
63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	
67		477,500	529,400	
68		478,100	530,300	
69		478,400	531,200	
70		479,000	532,000	
71		479,700	532,900	
72		480,400	533,800	
73		480,800	534,600	
74		481,400	535,500	
75		482,100	536,400	
76		482,800	537,100	
77		483,200	537,900	
78		483,800	538,800	
79		484,400	539,700	
80		484,900	540,600	

				81	485,400	541,400	
				82	485,900	542,300	
				83	486,400	543,200	
				84	486,900	544,100	
				85	487,300	544,900	
				86	487,800	545,800	
				87	488,200	546,700	
				88	488,700	547,600	
				89	489,200	548,400	
				90	489,800		
				91	490,400		
				92	490,800		
				93	491,300		
				94	491,900		
				95	492,500		
				96	493,000		
				97	493,500		
年 再 用 時 勤 職 員	定 前 任 短 間 務 員	基準給料月額		基準給料月額		基準給料月額	
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300		

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職 の 分 区 号	職 務 の 級						
	1	2	3	4	5	6	7
1	給 料 月 額 円 188,600	給 料 月 額 円 227,400	給 料 月 額 円 258,500	給 料 月 額 円 278,600	給 料 月 額 円 303,500	給 料 月 額 円 341,100	給 料 月 額 円 379,500

任用 短時間勤務職員以外 の職員	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000

31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200
32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300
33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500
34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600
35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800
36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000
37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100
38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900
39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300
40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000
41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500
42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900
43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300
44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	

60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200	
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800	
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400	
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800	
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300	
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800	
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300	
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900	
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400	
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000	
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600	
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100	
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600	
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100	
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600	
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900	
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400	
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800	
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200	
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600	
86		294,100	330,400	351,200		
87		294,300	330,600	351,500		
88		294,500	330,900	351,800		

	年再用時 定前任短	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額
89				294,900	331,300	352,200			
90				295,100	331,700	352,500			
91				295,300	332,000	352,800			
92				295,500	332,300	353,100			
93				295,900	332,600	353,500			
94				296,100	332,800	353,800			
95				296,300	333,200	354,100			
96				296,600	333,500	354,400			
97				296,900	333,700	354,700			
98				297,100	334,000	355,100			
99				297,300	334,300	355,500			
100				297,600	334,600	355,900			
101				297,900	334,800	356,400			
102				298,100	335,100	356,800			
103				298,300	335,400	357,200			
104				298,600	335,600	357,600			
105				298,900	335,800	358,100			
106					336,000				
107					336,400				
108					336,600				
109					336,800				
110					337,200				
111					337,600				
112					338,000				
113					338,200				

勤務職員  
備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、レントゲン技術者、獣医師、病理細菌検査技術者その他の職員に適用する。  
ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	給料月額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
定年	給料月額	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
前任	給料月額	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
短任	給料月額	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
間勤	給料月額	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
勤務職員以外	給料月額	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
職員	給料月額	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
以外	給料月額	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
職員	給料月額	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	給料月額	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	給料月額	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	給料月額	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	給料月額	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	給料月額	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	給料月額	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	給料月額	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
	給料月額	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
	給料月額	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
	給料月額	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
	給料月額	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
	給料月額	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800

円  
円  
円  
円  
円  
円  
円  
円  
円  
円  
円  
円  
円  
円  
円  
円  
円  
円  
円  
円  
円

371,000  
328,400  
287,300  
261,700  
248,100  
219,600  
193,000

21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800

50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300		
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000		
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600		
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300		
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800		
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400		
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900		
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300		
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900		

79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
94	290,200	320,400	353,500	371,500	
95	290,800	321,100	354,100	371,900	
96	291,400	321,700	354,700	372,200	
97	292,000	322,200	355,100	372,800	
98	292,500	322,500	355,500	373,300	
99	293,000	323,100	356,000	373,800	
100	293,500	323,700	356,400	374,300	
101	294,000	324,100	356,900	374,900	
102	294,500	324,700	357,300	375,400	
103	295,000	325,300	357,800	375,900	
104	295,400	325,800	358,200	376,300	
105	295,800	326,200	358,500	376,900	
106	296,300	326,700	359,000	377,400	
107	296,800	327,200	359,400	377,900	

108	297, 100	327, 700	359, 700	378, 400
109	297, 300	328, 100	360, 100	379, 000
110	297, 600	328, 500	360, 600	379, 400
111	297, 800	328, 800	361, 100	379, 900
112	298, 100	329, 100	361, 600	380, 400
113	298, 400	329, 400	362, 100	381, 000
114	298, 600	329, 800	362, 600	
115	298, 900	330, 100	363, 100	
116	299, 100	330, 400	363, 500	
117	299, 400	330, 600	363, 900	
118	299, 700	330, 900	364, 300	
119	300, 000	331, 200	364, 800	
120	300, 300	331, 400	365, 300	
121	300, 600	331, 600	365, 700	
122	301, 000	331, 900	366, 200	
123	301, 300	332, 200	366, 700	
124	301, 600	332, 500	367, 200	
125	301, 800	332, 700	367, 500	
126	302, 000	333, 000		
127	302, 300	333, 400		
128	302, 700	333, 600		
129	302, 900	333, 800		
130	303, 200	334, 000		
131	303, 600	334, 400		
132	304, 000	334, 600		
133	304, 200	334, 900		
134	304, 500	335, 300		
135	304, 800	335, 700		
136	305, 100	336, 100		

137	305, 300	336, 400
138	305, 600	336, 800
139	305, 900	337, 200
140	306, 200	337, 600
141	306, 400	337, 900
142	306, 800	338, 300
143	307, 200	338, 600
144	307, 500	339, 000
145	307, 700	339, 300
146	307, 900	339, 700
147	308, 200	340, 100
148	308, 600	340, 500
149	308, 800	340, 800
150	309, 000	341, 200
151	309, 300	341, 600
152	309, 600	342, 000
153	310, 000	342, 300
154	310, 200	
155	310, 400	
156	310, 700	
157	311, 000	
158	311, 300	
159	311, 600	
160	311, 900	
161	312, 300	
162	312, 600	
163	312, 900	
164	313, 200	

165	313,600	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額				
166	313,900	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額				
167	314,200	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額				
168	314,500	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額				
169	314,900	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額	基 給 料 月 額	準 額				
239,700	円	260,200	円	267,500	円	277,900	円	294,300	円	331,900	円	376,600	円

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、看護士、准看護師その他の職員に適用する。

**第2条** 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p><b>第6条</b> 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 次に掲げる  <u>職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u>  <u>(1) 人事委員会規則で定める日において55歳以上で人事委員会規則で定める年齢を超えている職員（次号に掲げる職員を除く。）</u>  <u>(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2</u> </p>	<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p><b>第6条</b> 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 人事委員会規則で定める日において55歳以上で人事委員会規則で定める年齢を超えている職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p>

れに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

8～11 略

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)～(5) 略

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員)にあつては、3,500円)

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第11条 削除

8～11 略

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行9級職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2)～(6) 略

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等

については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族(行9級職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職

員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならぬ。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がいる場合（行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がいる場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2. 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行9級職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行9級職員等以外の職員から行9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3. 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行9級職員等）にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一  
部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定に  
よる届出に係るものがある行9級職員等が行9級職員等以外の職員と  
なつた場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの  
がある行8級職員等が行8級職員等及び行9級職員等以外の職員と  
なつた場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの  
及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で  
行9級職員等以外のものがある行9級職員等となつた場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの  
がある職員で行8級職員等及び行9級職員等以外のものがある行8級職員  
等となつた場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち  
特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(地域手当)

**第11条の2 略**

- 2 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の場合に、栃木県の区域にあつては次の各号に掲げる地域手当の額の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1)・(2) 略
- (3) 3級地 100分の15
- (4) 4級地 100分の12
- (5) 5級地 100分の10
- (6) 6級地 100分の6
- (7) 7級地 100分の3

3 略

**第11条の4** 栃木県の区域若しくは第11条の2第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは事務所（以下この項において「支給地域等」という。）に在勤する職員がその在勤する地域若しくは事務所を異にして異

(地域手当)

**第11条の2 略**

- 2 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の場合に、栃木県の区域にあつては100分の4を、人事委員会規則で定める地域又は事務所にあつては次の各号に掲げる地域手当の額の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1)・(2) 略
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の8
- (5) 5級地 100分の4

3 略

**第11条の4** 栃木県の区域若しくは第11条の2第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは事務所（以下この項において「支給地域等」という。）に在勤する職員がその在勤する地域若しくは事務所を異にして異

動した場合はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合をいう。以下この項において「異動等の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合をいう。人事委員会規則で定める場合）には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなり、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは事務所に支給地域等に該当しないこととなり、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前2条の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年以内で人事委員会規則で定める期間を経過するまでの間（以下この項において「異動保障期間」という。）（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（

異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。））、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が異動保障期間内に更に在勤する地域又は事務所を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された

\_\_\_\_\_  
 場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号\_\_\_\_\_において同じ。）

(2) 略

動した場合はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合をいう。以下この項において「異動等の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合をいう。人事委員会規則で定める場合）には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなり、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは事務所に支給地域等に該当しないこととなり、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前2条の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年以内で人事委員会規則で定める期間を経過するまでの間（以下この項において「異動保障期間」という。）（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（第11条の2第3項の人事委員会規則で定める級地の変更によ

り、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあつては、当該変更後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。））、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が異動保障期間内に更に在勤する地域又は事務所を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に第11条の2第3項の人事委員会規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）

(2) 略

- (3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて



(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項）において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等 \_\_\_\_\_ に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項）において「運賃等相当額」という。）

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額

\_\_\_\_、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。） \_\_\_\_\_ を利

用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等 \_\_\_\_\_ の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の

支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 略

4 前項の規定は、新たに支給表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等

を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6~9 略

(単身赴任手当)

第12条の2 略

2 略

3 新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額

(2) 略

4 前項の規定は、国家公務員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等その利用が人事委員会規則で定められる基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5~8 略

(単身赴任手当)

第12条の2 略

2 略

3 国家公務員等であつた者が、引き続き給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)

**第18条の2** 第9条の2第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第9条の2第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

(2) 略

4 略

(期末手当)

**第20条** 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第20条の4第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

**第20条の4** 略

(管理職員特別勤務手当)

**第18条の2** 第9条の2第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第9条の2第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前5時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額

とす。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 略

4 略

(期末手当)

**第20条** 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第20条の4第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

**第20条の4** 略

2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

**第21条の3** 第6条第3項から第10項まで、第9条の3から第11条まで、第11条の3から第11条の5まで、第13条の2、第13条の3及び第21条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	級								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号	給	給料月額								
年再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400

8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		

37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	

65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			

94	299,400	348,800
95	299,700	349,200
96	300,100	349,500
97	300,300	349,800
98	300,600	350,200
99	301,000	350,600
100	301,400	351,000
101	301,600	351,500
102	301,900	351,900
103	302,200	352,300
104	302,500	352,700
105	302,700	353,200
106	303,000	353,600
107	303,300	353,900
108	303,600	354,200
109	303,800	354,700
110	304,200	
111	304,600	
112	304,900	
113	305,100	
114	305,300	
115	305,600	
116	306,000	
117	306,200	
118	306,400	
119	306,700	
120	307,000	
121	307,400	
122	307,600	



15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000
16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600
17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000
18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700
19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400
20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000
21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400
22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100
23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800
24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500
25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900
26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400
27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000
28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600
29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200
30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900
31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400
32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900
33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400
34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700
35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000
36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400
37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800
38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000
39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300
40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500
41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900
42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100
43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300

44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500
45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900
46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200	
47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500	
48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800	
49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100	
50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400	
51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700	
52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000	
53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200	
54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500	
55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800	
56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100	
57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300	
58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600	
59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900	
60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100	
61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300	
62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600	
63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900	
64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200	
65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400	
66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700	
67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000	
68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300	
69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500	
70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800	
71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100	
72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400	

73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600
74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100	
75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400	
76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600	
77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800	
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100	
79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400	
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600	
81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800	
82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100	
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400	
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600	
85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800	
86	302,500	321,000	345,500	387,800			
87	303,200	322,000	347,000	388,400			
88	303,900	323,000	348,400	389,000			
89	304,600	324,000	349,700	389,300			
90	305,400	325,300	350,900	389,800			
91	306,200	326,500	352,100	390,300			
92	306,900	327,700	353,400	390,800			
93	307,400	328,900	354,700	391,200			
94	308,300	330,200	356,200	391,600			
95	309,200	331,400	357,700	392,100			
96	310,000	332,600	359,100	392,600			
97	310,800	333,800	360,400	393,000			
98	311,800	335,100	361,600	393,500			
99	312,700	336,300	362,700	394,000			
100	313,600	337,500	363,900	394,500			

101	314,500	338,900	365,000	394,800
102	315,500	339,800	366,100	395,200
103	316,500	340,800	367,200	395,700
104	317,400	341,900	368,300	396,000
105	318,200	343,000	369,500	396,300
106	318,800	344,100	370,000	396,800
107	319,400	345,100	370,600	397,300
108	320,000	346,100	371,200	397,800
109	320,500	347,300	371,800	398,100
110	321,000	348,300	372,300	398,600
111	321,400	349,300	372,700	399,100
112	321,900	350,200	373,200	399,600
113	322,700	351,100	373,600	399,900
114	323,400	352,000	374,000	400,400
115	324,100	353,000	374,500	400,900
116	324,700	354,000	375,000	401,400
117	325,300	355,000	375,400	401,800
118	326,000	355,400	375,900	402,300
119	326,700	356,000	376,500	402,700
120	327,500	356,600	377,000	403,200
121	328,100	356,900	377,200	403,600
122	328,400	357,300	377,700	
123	328,900	357,700	378,200	
124	329,400	358,100	378,600	
125	329,700	358,500	379,100	
126		358,900	379,600	
127		359,300	380,100	
128		359,700	380,600	
129		360,100	380,900	



任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	
	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	
	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	234,000	294,800	365,200	415,900	
	30	235,100	296,300	366,100	417,100	

31	236,200	297,800	366,900	418,700
32	237,300	299,300	367,700	420,200
33	238,700	300,800	368,400	421,500
34	240,200	302,300	369,200	422,900
35	241,700	303,800	370,000	424,300
36	243,200	305,200	370,800	425,700
37	244,700	306,600	371,600	427,100
38	246,300	307,500	372,400	428,500
39	247,900	308,400	373,200	429,900
40	249,500	309,300	374,000	431,300
41	251,100	310,100	374,800	432,400
42	252,600	310,600	376,100	433,700
43	254,100	311,100	377,400	435,100
44	255,600	311,600	378,600	436,400
45	257,100	312,100	379,300	437,200
46	258,400	312,600	380,300	438,000
47	259,600	313,100	381,100	438,900
48	260,800	313,600	381,800	439,800
49	262,000	314,000	382,500	440,600
50	263,100	314,500	383,200	441,400
51	264,200	315,000	383,900	442,000
52	265,300	315,500	384,600	442,800
53	266,400	315,900	385,200	443,200
54	267,500	316,400	385,900	443,800
55	268,500	316,800	386,700	444,300
56	269,500	317,200	387,500	444,800
57	270,500	317,600	388,100	445,300
58	271,200	318,000	388,900	
59	271,800	318,400	389,600	

60	272, 400	318, 800	390, 300
61	273, 000	319, 200	390, 900
62	273, 600	319, 800	391, 600
63	274, 200	320, 400	392, 300
64	274, 800	321, 000	393, 000
65	275, 400	321, 500	393, 700
66	276, 000	322, 100	394, 300
67	276, 600	322, 700	394, 900
68	277, 200	323, 300	395, 600
69	277, 800	323, 800	396, 300
70	278, 500	324, 400	396, 800
71	279, 200	325, 000	397, 400
72	279, 900	325, 600	398, 000
73	280, 500	326, 100	398, 500
74	281, 200	326, 800	399, 100
75	281, 900	327, 500	399, 700
76	282, 600	328, 200	400, 200
77	283, 200	328, 900	400, 700
78	283, 900	329, 600	401, 200
79	284, 600	330, 300	401, 700
80	285, 200	331, 000	402, 400
81	285, 800	331, 700	402, 800
82	286, 500	332, 500	
83	287, 200	333, 200	
84	287, 800	333, 800	
85	288, 400	334, 300	
86	289, 100	334, 800	
87	289, 800	335, 200	
88	290, 400	335, 600	

89	291,000	335,900
90	291,700	336,400
91	292,400	336,800
92	293,000	337,200
93	293,600	337,500
94	294,300	337,900
95	294,900	338,300
96	295,500	338,700
97	295,800	339,200
98	296,400	339,700
99	297,000	340,200
100	297,500	340,700
101	298,000	341,200
102	298,400	341,700
103	298,800	342,200
104	299,200	342,700
105	299,600	343,100
106	300,100	343,500
107	300,600	344,000
108	300,900	344,400
109	301,100	344,900
110	301,500	345,300
111	301,800	345,700
112	302,000	346,100
113	302,300	346,600
114	302,600	347,000
115	302,900	347,400
116	303,200	347,800

117	303,500	348,300		
118	303,800	348,700		
119	304,000	349,100		
120	304,300	349,500		
121	304,600	349,900		
定前任短間務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 221,800	円 263,600	円 288,600	円 331,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

別表第4 (第5条関係)

医療職給料表

了 医療職給料表(1)

職の区分	職務の級	給料月額額			
		1	2	3	4
定前任短間務員以外の職員	1	円 291,400	円 400,300	円 455,100	円 549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	

13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40

327, 800  
331, 300  
334, 700  
338, 100  
341, 500  
344, 600  
347, 700  
350, 800  
354, 000  
357, 100  
360, 200  
363, 200  
366, 200  
368, 500  
370, 800  
373, 000  
374, 900  
376, 600  
378, 300  
380, 100  
381, 900  
383, 700  
385, 300  
386, 700  
388, 100  
389, 600  
391, 100  
392, 600

424, 900  
426, 400  
427, 900  
429, 300  
430, 700  
432, 200  
433, 700  
435, 100  
436, 500  
438, 000  
439, 500  
440, 900  
442, 300  
443, 700  
445, 100  
446, 500  
447, 900  
449, 300  
450, 700  
452, 100  
453, 500  
454, 900  
456, 300  
457, 700  
459, 100  
460, 800  
462, 400  
464, 000

476, 700  
478, 500  
480, 300  
482, 100  
483, 900  
485, 800  
487, 700  
489, 600  
491, 500  
493, 200  
495, 000  
496, 800  
498, 400  
500, 200  
502, 000  
503, 600  
505, 000  
506, 700  
508, 500  
510, 200  
511, 700  
513, 000  
514, 300  
515, 600  
516, 600  
517, 900  
519, 200  
520, 500

41	394, 100	465, 600	521, 500
42	394, 800	466, 800	522, 300
43	395, 400	468, 000	523, 100
44	396, 100	469, 100	523, 900
45	397, 000	470, 100	524, 800
46	397, 600	471, 100	525, 600
47	398, 200	472, 000	526, 400
48	398, 800	472, 800	527, 100
49	399, 400	473, 500	527, 900
50	399, 900	474, 200	528, 700
51	400, 400	474, 900	529, 400
52	400, 900	475, 500	530, 300
53	401, 400	476, 200	531, 200
54	401, 800	476, 900	532, 000
55	402, 200	477, 500	532, 900
56	402, 600	478, 100	533, 800
57	403, 000	478, 400	534, 600
58	403, 400	479, 000	535, 500
59	403, 800	479, 700	536, 400
60	404, 200	480, 400	537, 100
61	404, 600	480, 800	537, 900
62	405, 000	481, 400	538, 800
63	405, 400	482, 100	539, 700
64	405, 800	482, 800	540, 600
65	406, 100	483, 200	541, 400
66		483, 800	542, 300
67		484, 400	543, 200
68		484, 900	544, 100
69		485, 400	544, 900



短時勤務職員以外 の職員	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900

32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200	
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400	
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700	
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000	
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300	
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500	
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800	
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100	
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400	
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600	
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000		
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700		
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300		
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700		
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200		
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800		
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400		

61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600
78	254,800	291,900	328,600	349,900	
79	255,100	292,200	329,000	350,100	
80	255,300	292,500	329,500	350,400	
81	255,500	292,800	330,000	350,900	
82	255,800	293,100	330,400	351,200	
83	256,100	293,400	330,600	351,500	
84	256,300	293,700	330,900	351,800	
85	256,500	293,900	331,300	352,200	
86		294,100	331,700	352,500	
87		294,300	332,000	352,800	
88		294,500	332,300	353,100	

年 定 前 任 短 間 務 員	再 用 時 勤 職	193,000		219,600		248,100		261,700		287,300		328,400		371,000	
		基 給 料 月 額	準 給 料 月 額												
89		294,900	332,600	353,500											
90		295,100	332,800	353,800											
91		295,300	333,200	354,100											
92		295,500	333,500	354,400											
93		295,900	333,700	354,700											
94		296,100	334,000	355,100											
95		296,300	334,300	355,500											
96		296,600	334,600	355,900											
97		296,900	334,800	356,400											
98		297,100	335,100	356,800											
99		297,300	335,400	357,200											
100		297,600	335,600	357,600											
101		297,900	335,800	358,100											
102		298,100	336,000												
103		298,300	336,400												
104		298,600	336,600												
105		298,900	336,800												
106			337,200												
107			337,600												
108			338,000												
109			338,200												

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、レントゲン技術者、獣医師、病理細菌検査技術者その他の職員に適用する。  
ウ 医療職給料表(3)

職 の 分 区	員 の 号	職 務 の 級		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級													
		給	給	給 料 月 額																									
年 再 用 時 勤 務 員 以 外 の 職 員	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	2	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	3	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	4	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	5	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	6	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	7	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800

26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	

55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	

84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
86	286,100	312,900	350,700	369,600	
87	286,600	313,900	351,500	370,200	
88	287,100	314,900	352,300	370,700	
89	287,600	315,800	352,900	371,000	
90	288,100	316,900	353,500	371,500	
91	288,600	317,900	354,100	371,900	
92	289,100	318,900	354,700	372,200	
93	289,600	319,700	355,100	372,800	
94	290,200	320,400	355,500	373,300	
95	290,800	321,100	356,000	373,800	
96	291,400	321,700	356,400	374,300	
97	292,000	322,200	356,900	374,900	
98	292,500	322,500	357,300	375,400	
99	293,000	323,100	357,800	375,900	
100	293,500	323,700	358,200	376,300	
101	294,000	324,100	358,500	376,900	
102	294,500	324,700	359,000	377,400	
103	295,000	325,300	359,400	377,900	
104	295,400	325,800	359,700	378,400	
105	295,800	326,200	360,100	379,000	
106	296,300	326,700	360,600	379,400	
107	296,800	327,200	361,100	379,900	
108	297,100	327,700	361,600	380,400	
109	297,300	328,100	362,100	381,000	
110	297,600	328,500	362,600		
111	297,800	328,800	363,100		
112	298,100	329,100	363,500		

113	298,400	329,400	363,900
114	298,600	329,800	364,300
115	298,900	330,100	364,800
116	299,100	330,400	365,300
117	299,400	330,600	365,700
118	299,700	330,900	366,200
119	300,000	331,200	366,700
120	300,300	331,400	367,200
121	300,600	331,600	367,500
122	301,000	331,900	
123	301,300	332,200	
124	301,600	332,500	
125	301,800	332,700	
126	302,000	333,000	
127	302,300	333,400	
128	302,700	333,600	
129	302,900	333,800	
130	303,200	334,000	
131	303,600	334,400	
132	304,000	334,600	
133	304,200	334,900	
134	304,500	335,300	
135	304,800	335,700	
136	305,100	336,100	
137	305,300	336,400	
138	305,600	336,800	
139	305,900	337,200	
140	306,200	337,600	

141	306, 400	337, 900
142	306, 800	338, 300
143	307, 200	338, 600
144	307, 500	339, 000
145	307, 700	339, 300
146	307, 900	339, 700
147	308, 200	340, 100
148	308, 600	340, 500
149	308, 800	340, 800
150	309, 000	341, 200
151	309, 300	341, 600
152	309, 600	342, 000
153	310, 000	342, 300
154	310, 200	
155	310, 400	
156	310, 700	
157	311, 000	
158	311, 300	
159	311, 600	
160	311, 900	
161	312, 300	
162	312, 600	
163	312, 900	
164	313, 200	
165	313, 600	
166	313, 900	
167	314, 200	
168	314, 500	
169	314, 900	

年 定 前 任 短 間 勤 務 員	基 給 料 月 額 239,700 円	基 給 料 月 額 260,200 円	基 給 料 月 額 267,500 円	基 給 料 月 額 277,900 円	基 給 料 月 額 294,300 円	基 給 料 月 額 331,900 円	基 給 料 月 額 376,600 円
	備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、看護士その他の職員に適用する。 (職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正) <b>第3条</b> 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和41年栃木県条例第57号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。						
改 正 後		改 正 前					
<b>附 則</b> 1～7 略 (通勤手当の特例) 8 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年栃木県条例第49号)第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「令和6年改正条例第2条の規定による改正後の条例」という。)第12条第1項第2号及び第3号に掲げる職員で四輪の自動車を使用するものに対して支給する通勤手当の額は、 <u>当分の間、同条第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)</u> の規定による額に、 <u>その者の片道の通勤距離に応ずる附則別表第3の加算額の欄の額を加算した額とする。</u> この場合において、 <u>同条第1項第3号に掲げる職員に係る片道の通勤距離及びそれに応ずる加算額は、四輪の自動車を使用する区間ごとに算出するものとする。</u>		<b>附 則</b> 1～7 略 (通勤手当の特例) 8 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年栃木県条例第48号)第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「平成15年改正条例第2条の規定による改正後の条例」という。)第12条第1項第 <u>2号</u> に掲げる職員で四輪の自動車を使用するものに対して支給する通勤手当の額は、 <u>当分の間、平成15年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)</u> の規定による額に、 <u>次の各号に定める額を加算した額とする。</u> (1) <u>平成15年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第1項第1号及び第3号に掲げる職員 附則別表第2の区分に応ずる加算額の欄の額</u> (2) <u>平成15年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第1項第2号に掲げる職員で四輪の自動車を使用するもの 其の者の片道の通勤距離に応ずる附則別表第3の加算額の欄の額</u> 9. <u>平成15年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第1項第3号に掲げる職員で四輪の自動車を使用するものに対して支給する通勤手当の額は、前項の規定による通勤手当の額に、更に附則別表第3の片道の通勤距離に応ずる加算額の欄の額に加算した額とする。</u> この場合にお					

いて片道の通勤距離及びそれに応ずる加算額は、四輪の自動車を使用する区間ごとに算出するものとする。

10 平成15年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第1項第3号に掲げる職員で有料の駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。）を併せて利用しているもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して支給する通勤手当の額は、前2項の規定による通勤手当の額に、次の各号に定める額の合計額（その額が3,000円を超えるときは、3,000円）を加算した額とする。

(1)・(2) 略

11 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に対する前3項の規定の適用については、附則第8項第1号中「加算額の欄の額」とあるのは「加算額の欄の額から、人事委員会規則で定める額を減じた額」と、同項第2号及び附則第9項中「加算額の欄の額」とあるのは「加算額の欄の額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、前項中「3,000円」とあるのは「3,000円」から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」とする。

9 令和6年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第1項第3号に掲げる職員で有料の駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。）を併せて利用しているもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して支給する通勤手当の額は、前項の規定による通勤手当の額に、次の各号に定める額の合計額（その額が3,000円を超えるときは、3,000円）を加算した額とする。

(1)・(2) 略

10 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に対する前2項の規定の適用については、附則第8項

中「加算額の欄の額」とあるのは「加算額の欄の額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、前項中「3,000円」とあるのは「3,000円」から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」とする。

11 運賃等相当額（令和6年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第2項第1号に規定する運賃等相当額をいう。）をその支給単位数で除して得た額（同条第8項に規定する支給単位数をいう。以下同じ。）の月数でいう。）が2以上ある場合においては、その合計額、同条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額（同条第3項第1号に規定する特別料金等相当額をいう。）をその支給単位数の月数で除して得た額（新幹線鉄道等（同項に規定する新幹線鉄道等をいう。）が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額と、前3項の規定により加算する額との合計額が15万円を超える職員は、同条第2項から第4項まで及び前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位数のうち最も長い支給単位数につき、15万円に当該支給単位数の月数を乗じて得た額とする。

12 令和6年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第1項第1号及び第3号に掲げる職員のうち割り振られた正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）第

12 平成15年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第1項第1号及び第3号に掲げる職員のうち割り振られた正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）第

6条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。)が深夜若しくは早朝に及ぶ等公務上の都合により月のうち一定の日数を交通機関に代えて四輪の自動車を通勤に使用しなければならぬ正当な事由がある職員又は同項第2号及び第3号に掲げる職員(四輪の自動車を使用する者に限る。)のうち公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要があることにより1月当たりの通勤所要回数が多い職員で、人事委員会の承認を得て定めるものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)並びに附則第8項及び第9項の規定による額を基準として人事委員会の承認を得て定める額とする。

13・14 略

6条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。)が深夜若しくは早朝に及ぶ等公務上の都合により月のうち一定の日数を交通機関に代えて四輪の自動車を通勤に使用しなければならぬ正当な事由がある職員又は同項第2号及び第3号に掲げる職員(四輪の自動車を使用する者に限る。)のうち公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要があることにより1月当たりの通勤所要回数が多い職員で、人事委員会の承認を得て定めるものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)及び附則第8項の規定による額を基準として人事委員会の承認を得て定める額とする。

13・14 略

附則別表第2及び附則別表第3を次のように改める。

附則別表第2 削除

附則別表第3

キロメートル以上	片道の通勤距離 キロメートル未満	加算額
8	10	2,900
10	12	1,580
12	14	3,160
14	16	1,830
16	18	3,410
18	20	4,990
20	22	3,670
22	24	5,240
24	26	3,920
26	28	5,500
28	30	7,080
30	32	5,750
32	34	7,330
34	36	6,010
36	38	7,590
38	40	9,170
40	42	7,940
42	44	9,520

44	46	9,300
46	48	10,880
48	50	12,450
50	52	12,230
52	54	13,810
54	56	13,590
56	58	15,170
58	60	16,740
60	62	16,520
62	64	18,100
64	66	19,680
66	68	21,250
68	70	22,830
70	72	24,410
72	74	25,990
74	76	27,560
76	78	29,140
78	80	30,720
80		32,300

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第4条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
<b>第9条</b> 略	(職員の給与条例の適用除外等)	(職員の給与条例の適用除外等)
<b>第2条</b> 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項	特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項	

中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。  
3 略

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第7条関係)

特定任期付職員給料表

号	給	給料月額
		円
1		392,000
2		440,000
3		492,000
4		555,000
5		634,000
6		740,000
7		864,000

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(給与に関する特例)		
第7条 略		(給与に関する特例)
2・3 略		第7条 略
		2・3 略
		4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額額は、予算の範囲内で行わなければならない。		5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。
5 略		6 略
(職員の給与条例の適用除外等)		
第9条 職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号。以下「職員の給与条例」という。)第5条、第6条、第9条から第10条まで及び第11条の5		(職員の給与条例の適用除外等)
の規定並びに栃木県公立学校職員給与条例(昭和32年栃木県条例第34号。以下「学校職員給与条例」という。)第6条、第7条、第8条から第9条の3まで及び第9条の4から第9条の6までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。		第9条 職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号。以下「職員の給与条例」という。)第5条、第6条、第9条から第11条まで、第11条の5及び第20条の4の規定並びに栃木県公立学校職員給与条例(昭和32年栃木県条例第34号。以下「学校職員給与条例」という。)第6条、第7条、第8条から第8条の3まで及び第9条の4から第9条の6までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

3 略

2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第20条第2項並びに第20条の4第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、職員の給与条例第20条の4第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

3 略

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(給与に関する特例)			
第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。			
号	給 給	給 給	料 料
1	414,000	402,000	円
2	475,000	461,000	円
3	538,000	522,000	円
4	621,000	603,000	円
5	722,000	701,000	円
6	824,000	800,000	円
2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。			
号	給 給	給 給	料 料
1	346,000	336,000	円

<p>2 371,000</p> <p>3 398,000</p>	<p>2 382,000</p> <p>3 410,000</p>	<p>3～6 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。</p>	<p>3～6 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</p>
<p><b>第7条</b> 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p><b>第7条</b> 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>改正前</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</p>	<p>改正後</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。</p>
<p>(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)</p> <p><b>第8条</b> 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和29年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)</p> <p><b>第8条</b> 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和29年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>		

改正後	改正前
<p>(期末手当)  <b>第4条 略</b>                      2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。                      (1)～(4) 略                      3・4 略</p>	<p>(期末手当)  <b>第4条 略</b>                      2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。                      (1)～(4) 略                      3・4 略</p>
<p><b>第9条</b> 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。                      次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>(期末手当)  <b>第4条 略</b>                      2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。                      (1)～(4) 略                      3・4 略</p>	<p>(期末手当)  <b>第4条 略</b>                      2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。                      (1)～(4) 略                      3・4 略</p>
<p>(職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)  <b>第10条</b> 職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年栃木県条例第30号）の一部を次のように改正する。                      次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p><b>附 則</b>                      （職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p>	<p><b>附 則</b>                      （職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p>

**第2条** 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第49号）第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第10項から第20項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2～7 略

8 新給与条例第6条第3項から第10項まで、第9条の3及び第10条の2、第13条の3並びに第21条並びに新給与条例第6条第4項、第13条の2、第13条の3並びに第21条並びに新給与条例第6条第4項、第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

9 略

**第2条** 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第49号）第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第10項から第20項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2～7 略

8 新給与条例第6条第3項から第10項まで、第9条の3及び第10条の2、第13条の3並びに第21条並びに新給与条例第6条第4項、第13条の2、第13条の3並びに第21条並びに新給与条例第6条第4項、第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

9 略

**附 則**

（施行期日等）

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則別表第3の改正規定に限る。）は令和7年1月1日から、第2条の規定及び第3条の規定（同条例附則別表第3の改正規定を除く。）並びに第5条、第7条、第9条及び第10条並びに附則第3条から第9条までの規定は同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項及び第3項並びに第20条の4第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第4条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第6条の規定（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定（給与条例第20条第2項及び第3項並びに第20条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第4条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第6条の規定（任期付研究員条例第6条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第8条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等の給与条例」という。）の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

**第2条** 第1条の規定による改正後の給与条例、第4条の規定による改正後の任期付職員条例、第6条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の知事等の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第4条の規定による改正前の任期付職員条例、第6条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第8条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第4条の規定による改正後の任期付職員条例、第6条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の知事等の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切替え）

**第3条** 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与条例別表第1から別表第4までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったもの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。



から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」と、同条第2項中「若しくは」とあるのは「又は」と、「者から」とあるのは「者が」と、「となった者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が」とあるのは「となり」として、同条の規定を適用する。

2 切替日から令和10年3月31日までの間に第2条改正後給与条例第11条の4第1項に規定する異動等のあつた職員又は当該期間に同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、同項中「在勤する地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第49号。以下「令和6年改正条例」という。）附則第6条第1項の人事委員会規則で定める割合」と、「在勤していた地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合）」とあるのは「在勤していた地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合又は令和6年改正条例附則第6条第1項と、「前2条」とあるのは「前2条又は令和6年改正条例附則第6条第1項」と、「級地の変更」又は令和6年改正条例附則第6条第1項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同項第1号中「変更」又は令和6年改正条例附則第6条第1項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同条第2項中「1級地」とあるのは「1級地又は令和6年改正条例附則第6条第1項の人事委員会規則で定める級地の区分のうち支給割合の最も高い級地の区分」として、同条の規定を適用する。（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

**第8条** 第2条改正後給与条例第12条第4項及び第12条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。（再任用職員への特勤勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

**第9条** 切替日以後に新たに定年前再任用職員及び暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条  
例第13条の3の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する事務所の移転があつた再任用職  
員について適用する。

（人事委員会規則への委任）

**第10条** 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

**附則別表** 号給の切替表（附則第3条関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧 号 給	新 号 給									
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	12 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	2	1	1	1	1	1	1

11	7	3	3	1	1	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	1	2	2
19	15	11	11	7	3	1	1	2	2
20	16	12	12	8	4	1	1	2	2
21	17	13	13	9	5	1	1	2	2
22	18	14	14	10	6	1	1	2	2
23	19	15	15	11	7	1	1	3	3
24	20	16	16	12	8	2	2	3	3
25	21	17	17	13	9	2	2	3	3
26	22	18	18	14	10	2	2	3	3
27	23	19	19	15	11	2	2	4	4
28	24	20	20	16	12	3	3	4	4
29	25	21	21	17	13	3	3	4	4
30	26	22	22	18	14	3	3	4	4
31	27	23	23	19	15	3	3	5	5
32	28	24	24	20	16	3	3	5	5
33	29	25	25	21	17	3	3	5	5
34	30	26	26	22	18	4	4	5	5
35	31	27	27	23	19	4	4	6	6
36	32	28	28	24	20	4	4	6	6
37	33	29	29	25	21	4	4	6	6
38	34	30	30	26	22	4	4	6	6
39	35	31	31	27	23	4	4	6	6
40	36	32	32	28	24	4	4	7	7
41	37	33	33	29	25	4	4	7	7
42	38	34	34	30	26	5	5		
43	39	35	35	31	27	5	5		
44	40	36	36	32	28	5	5		
45	41	37	37	33	29	5	5		
46	42	38	38	34	30	5	5		

47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		







75	71	67	67	67	63
76	72	68	68	68	64
77	73	69	69	69	65
78	74	70	70	70	66
79	75	71	71	71	67
80	76	72	72	72	68
81	77	73	73	73	69
82	78	74	74	74	70
83	79	75	75	75	71
84	80	76	76	76	72
85	81	77	77	77	73
86	82	78	78	78	
87	83	79	79	79	
88	84	80	80	80	
89	85	81	81	81	
90	86	82	82	82	
91	87	83	83	83	
92	88	84	84	84	
93	89	85	85	85	
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				

111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ウ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧 号 給	新 号 給				
	3	4	5	6	級
1	1		1		1
2	1		1		1
3	1		1		1
4	1		1		1
5	1		1		1
6	1		1		1
7	1		1		1
8	1		1		1
9	1		1		1
10	2		1		1
11	3		1		1
12	4		1		1
13	5		1		1
14	6		1		1
15	7		1		1
16	8		1		1
17	9		1		1
18	10		2		1

19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	1
22	14	6	1
23	15	7	1
24	16	8	1
25	17	9	1
26	18	10	1
27	19	11	1
28	20	12	1
29	21	13	2
30	22	14	2
31	23	15	2
32	24	16	2
33	25	17	2
34	26	18	3
35	27	19	3
36	28	20	3
37	29	21	3
38	30	22	3
39	31	23	3
40	32	24	3
41	33	25	4
42	34	26	4
43	35	27	4
44	36	28	4
45	37	29	4
46	38	30	4
47	39	31	4
48	40	32	4
49	41	33	4
50	42	34	4
51	43	35	4
52	44	36	4
53	45	37	4
54	46	38	4

55	47	39	4
56	48	40	4
57	49	41	4
58	50	42	
59	51	43	
60	52	44	
61	53	45	
62	54	46	
63	55	47	
64	56	48	
65	57	49	
66	58	50	
67	59	51	
68	60	52	
69	61	53	
70	62	54	
71	63	55	
72	64	56	
73	65	57	
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

エ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号	新号				給
	2	3	4	級	
1	1		1	1	級
2	1			1	
3	1			1	
4	1			1	
5	1			1	
6	1			1	
7	1			1	
8	1			1	
9	1			1	
10	1			1	
11	1			1	
12	1			1	
13	1			1	
14	2			1	
15	3			1	
16	4			1	
17	5			1	
18	6			1	
19	7			1	
20	8			1	
21	9			1	
22	10			1	
23	11			1	
24	12			1	
25	13			1	
26	14			1	
27	15			1	
28	16			1	
29	17			1	
30	18			1	
31	19			1	
32	20			1	
33	21			1	
34	22			1	

35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	

71	59	55
72	60	56
73	61	57
74	62	58
75	63	59
76	64	60
77	65	61
78	66	62
79	67	63
80	68	64
81	69	65
82	70	66
83	71	67
84	72	68
85	73	69
86	74	70
87	75	71
88	76	72
89	77	73
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	
94	82	
95	83	
96	84	
97	85	

才 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧 号 給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	2	2	2	2

7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	22
39	35	35	31	27	23	23
40	36	36	32	28	24	24
41	37	37	33	29	25	25
42	38	38	34	30	26	26

43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		

79	75	71		
80	76	72		
81	77	73		
82	78	74		
83	79	75		
84	80	76		
85	81	77		
86	82			
87	83			
88	84			
89	85			
90	86			
91	87			
92	88			
93	89			
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

カ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧 号	新 号						給 級
	3	4	5	6	7	給 級	
1	1	1	1	1	1	1	
2	1				1	1	
3	1				1	1	
4	1				1	1	
5	1				1	1	
6	2				1	1	
7	3				1	1	
8	4				1	1	
9	5				1	1	
10	6			2	1	1	
11	7			3	1	1	
12	8			4	1	1	
13	9			5	1	1	
14	10			6	2	1	
15	11			7	3	1	
16	12			8	4	1	
17	13			9	5	1	
18	14			10	6	2	
19	15			11	7	3	
20	16			12	8	4	
21	17			13	9	5	
22	18			14	10	6	
23	19			15	11	7	
24	20			16	12	8	
25	21			17	13	9	
26	22			18	14	10	
27	23			19	15	11	
28	24			20	16	12	
29	25			21	17	13	
30	26			22	18	14	
31	27			23	19	15	
32	28			24	20	16	
33	29			25	21	17	
34	30			26	22	18	



71	67	63	67	63
72	68	64	68	64
73	69	65	69	65
74	70	66	70	66
75	71	67	71	67
76	72	68	72	68
77	73	69	73	69
78	74	70	74	70
79	75	71	75	71
80	76	72	76	72
81	77	73	77	73
82	78	74	78	74
83	79	75	79	75
84	80	76	80	76
85	81	77	81	77
86	82	78	82	78
87	83	79	83	79
88	84	80	84	80
89	85	81	85	81
90	86	82	86	82
91	87	83	87	83
92	88	84	88	84
93	89	85	89	85
94	90		90	
95	91		91	
96	92		92	
97	93		93	
98	94		94	
99	95		95	
100	96		96	
101	97		97	
102	98		98	
103	99		99	
104	100		100	
105	101		101	
106	102		102	



員以外職員

5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
14	228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
15	230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
16	232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
17	235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
18	236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
19	238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
20	240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
21	241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
22	243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
23	244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
24	245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
25	247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
26	248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
27	249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
28	250,600	292,200	346,300	392,700	470,500
29	251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
30	252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
31	254,100	297,700	350,400	397,100	474,600
32	255,300	299,400	351,600	398,600	475,900
33	256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
34	257,700	302,900	354,500	401,600	477,800

35	259,000	304,600	356,100	403,200	478,500
36	260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
37	261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
38	263,100	309,500	360,700	407,300	480,500
39	264,400	311,300	362,300	408,700	481,200
40	265,700	313,000	363,800	410,000	481,900
41	267,000	314,300	365,300	411,600	482,500
42	268,000	316,200	366,900	413,000	483,200
43	269,000	318,000	368,500	414,300	483,900
44	269,900	319,700	370,000	415,700	484,600
45	270,600	321,400	371,500	417,100	485,200
46	271,400	323,300	373,100	418,400	
47	272,200	325,000	374,700	419,900	
48	273,000	326,700	376,200	421,400	
49	273,800	328,400	377,700	423,000	
50	274,600	330,200	379,200	424,400	
51	275,300	332,000	380,700	426,000	
52	276,100	333,700	382,100	427,500	
53	276,900	335,400	383,500	429,200	
54	277,700	336,700	385,000	430,700	
55	278,500	338,000	386,400	432,300	
56	279,300	339,300	387,800	433,900	
57	280,000	340,800	389,300	435,400	
58	280,600	342,400	390,900	436,900	
59	281,400	343,900	392,500	438,100	
60	282,300	345,500	393,900	439,300	
61	283,100	347,000	395,100	440,500	
62	283,700	348,600	396,500	441,800	
63	284,500	350,200	397,900	443,000	
64	285,200	351,700	399,200	444,200	

65	286,200	353,200	400,400	445,300
66	287,000	354,800	401,600	446,500
67	287,800	356,400	402,900	447,700
68	288,500	357,900	404,200	448,900
69	289,200	359,400	405,500	450,100
70	290,000	361,000	406,800	451,300
71	290,800	362,600	408,200	452,500
72	291,500	364,100	409,400	453,700
73	292,200	365,600	410,600	454,800
74	292,900	367,200	412,000	455,400
75	293,600	368,800	413,400	455,900
76	294,200	370,300	414,700	456,400
77	294,800	371,800	415,900	456,900
78	295,500	373,200	417,100	457,500
79	296,200	374,600	418,400	458,000
80	296,800	375,900	419,800	458,500
81	297,400	377,200	421,100	459,000
82	298,100	378,600	422,300	
83	298,800	380,000	423,300	
84	299,500	381,300	424,500	
85	300,200	382,400	425,700	
86	301,000	383,800	426,800	
87	301,700	385,100	428,000	
88	302,400	386,400	429,000	
89	303,100	387,600	430,100	
90	304,000	388,900	431,100	
91	304,800	390,000	432,100	
92	305,600	391,200	433,100	
93	306,100	392,400	434,000	
94	306,900	393,500	434,800	

95	307, 700	394, 700	435, 600
96	308, 500	395, 900	436, 400
97	309, 200	397, 300	437, 100
98	310, 000	398, 300	437, 500
99	310, 800	399, 300	437, 900
100	311, 500	400, 300	438, 300
101	312, 300	401, 200	438, 700
102	313, 200	402, 200	439, 000
103	314, 100	403, 300	439, 300
104	314, 900	404, 400	439, 500
105	315, 500	405, 100	439, 800
106	316, 300	406, 000	440, 100
107	317, 100	406, 900	440, 400
108	317, 900	407, 800	440, 600
109	318, 600	408, 600	440, 800
110	319, 000	409, 400	441, 100
111	319, 400	410, 200	441, 400
112	319, 900	411, 000	441, 600
113	320, 400	411, 600	441, 800
114	320, 800	412, 300	442, 100
115	321, 300	413, 000	442, 400
116	321, 700	413, 700	442, 600
117	322, 200	414, 300	442, 800
118	322, 700	414, 800	
119	323, 100	415, 200	
120	323, 600	415, 500	
121	324, 100	415, 800	
122	324, 500	416, 100	
123	325, 000	416, 400	
124	325, 500	416, 600	

125	326, 100	416, 800
126	326, 400	417, 100
127	326, 700	417, 400
128	327, 000	417, 600
129	327, 200	417, 800
130	327, 500	418, 100
131	327, 800	418, 400
132	328, 000	418, 600
133	328, 200	418, 800
134	328, 400	419, 100
135	328, 600	419, 400
136	328, 900	419, 600
137	329, 200	419, 800
138	329, 400	420, 100
139	329, 700	420, 400
140	330, 000	420, 600
141	330, 200	420, 800
142	330, 400	421, 100
143	330, 700	421, 400
144	330, 900	421, 600
145	331, 200	421, 800
146	331, 400	
147	331, 700	
148	332, 000	
149	332, 200	
150	332, 400	
151	332, 700	
152	333, 000	
153	333, 200	

年 再 用 時 勤 職 員	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額
	円 238,500	円 279,100	円 308,200	円 421,900

備考  
 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に適用する。  
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第6条関係)

職 の 分 区	教 育 職 給 料 表 (2)			
	職 務 の 級	1 級	2 級	特 級
年 再 用 時 勤 職 員 以 外 の 職 員	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	円 199,900	円 220,700	円 298,200	円 323,900
2	202,200	223,100	300,000	326,000
3	204,500	225,500	301,800	328,100
4	206,700	227,900	303,600	330,200
5	208,900	230,300	305,400	332,200
6	211,200	232,700	307,200	334,300
7	213,400	235,100	309,000	336,400
8	215,600	237,500	310,700	338,500
9	217,800	239,900	312,400	340,500
10	220,000	241,500	314,200	342,600
11	222,200	243,100	316,000	344,700
12	224,400	244,700	317,800	346,700
13	226,600	246,300	319,700	348,700
14	228,700	247,800	321,500	350,200
15	230,800	249,200	323,300	351,700
16	232,900	250,600	325,000	353,200

17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700
23	244,500	259,500	337,900	362,800	442,900
24	245,800	260,800	339,700	364,100	444,100
25	247,000	262,100	341,400	365,300	445,400
26	248,100	264,000	343,100	366,600	446,600
27	249,200	265,800	344,700	367,800	447,600
28	250,300	267,600	346,300	369,000	448,700
29	251,500	269,300	347,900	370,200	449,900
30	252,800	271,500	349,200	371,400	450,700
31	254,000	273,700	350,400	372,600	451,500
32	255,200	275,900	351,600	373,700	452,400
33	256,300	278,100	352,900	374,800	453,300
34	257,500	280,300	354,300	376,000	453,800
35	258,700	282,500	355,700	377,200	454,300
36	259,900	284,600	357,000	378,300	454,800
37	261,100	286,600	358,300	379,400	455,300
38	262,300	288,500	359,700	380,600	455,800
39	263,500	290,400	361,100	381,800	456,300
40	264,700	292,200	362,400	382,900	456,800
41	265,900	294,000	363,700	384,000	457,300
42	267,000	295,900	365,100	385,200	457,800
43	268,100	297,700	366,400	386,400	458,300
44	269,200	299,400	367,700	387,500	458,800
45	270,200	301,100	369,000	388,600	459,300

46	271,000	302,900	370,200	389,800
47	271,800	304,600	371,400	391,000
48	272,600	306,200	372,600	392,200
49	273,300	307,800	373,800	393,400
50	274,100	309,500	375,000	394,700
51	274,800	311,300	376,200	395,900
52	275,500	313,000	377,400	397,100
53	276,300	314,300	378,500	398,300
54	277,100	316,200	379,700	399,600
55	277,900	318,000	380,900	400,600
56	278,600	319,700	382,100	401,700
57	279,300	321,400	383,200	402,900
58	280,100	323,300	384,500	404,100
59	280,900	325,000	385,800	405,300
60	281,600	326,700	387,000	406,500
61	282,200	328,400	387,900	407,600
62	282,900	330,200	389,100	408,600
63	283,600	332,000	390,100	409,900
64	284,200	333,700	391,200	411,100
65	284,900	335,400	392,000	412,300
66	285,600	336,700	393,100	413,400
67	286,300	338,000	394,100	414,500
68	287,000	339,300	395,100	415,600
69	287,700	340,800	396,200	416,600
70	288,500	342,300	397,200	417,800
71	289,200	343,800	398,300	419,000
72	289,900	345,300	399,400	420,200
73	290,400	346,700	400,400	420,800
74	291,100	348,200	401,500	421,600
75	291,800	349,700	402,600	422,300

76	292, 400	351, 200	403, 600	422, 800
77	293, 000	352, 600	404, 500	423, 100
78	293, 700	354, 100	405, 400	423, 400
79	294, 300	355, 600	406, 400	423, 800
80	294, 900	357, 100	407, 400	424, 200
81	295, 500	358, 500	408, 200	424, 500
82	296, 100	359, 800	409, 000	424, 900
83	296, 700	361, 100	409, 700	425, 200
84	297, 300	362, 300	410, 500	425, 500
85	297, 800	363, 500	411, 200	425, 800
86	298, 300	364, 700	411, 800	426, 200
87	298, 800	365, 900	412, 500	426, 500
88	299, 300	367, 000	413, 200	426, 800
89	299, 700	368, 100	413, 800	427, 100
90	300, 300	369, 200	414, 500	427, 400
91	300, 800	370, 300	415, 000	427, 700
92	301, 300	371, 400	415, 600	427, 900
93	301, 600	372, 500	416, 000	428, 100
94	302, 100	373, 700	416, 400	428, 400
95	302, 600	374, 800	416, 700	428, 700
96	303, 000	375, 900	417, 000	428, 900
97	303, 400	376, 900	417, 200	429, 100
98	303, 900	377, 900	417, 500	
99	304, 400	378, 800	417, 800	
100	304, 800	379, 700	418, 000	
101	305, 200	380, 500	418, 200	
102	305, 600	381, 500	418, 500	
103	306, 000	382, 400	418, 800	
104	306, 300	383, 300	419, 000	

105	306,500	384,100	419,200
106	306,800	385,000	419,500
107	307,100	385,900	419,800
108	307,300	386,800	420,000
109	307,500	387,600	420,200
110	307,700	388,600	420,500
111	308,000	389,500	420,800
112	308,300	390,400	421,000
113	308,500	391,000	421,200
114	308,700	391,900	421,500
115	308,900	392,800	421,800
116	309,200	393,700	422,000
117	309,500	394,500	422,200
118	309,700	395,200	
119	310,000	396,000	
120	310,300	396,800	
121	310,500	397,400	
122	310,700	398,100	
123	310,900	398,800	
124	311,200	399,400	
125	311,500	400,000	
126		400,700	
127		401,200	
128		401,800	
129		402,400	
130		403,000	
131		403,500	
132		404,000	
133		404,300	
134		404,600	

135	404, 900	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 411, 900
136	405, 200	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 330, 000
137	405, 500	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 303, 400
138	405, 800	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 276, 000
139	406, 100	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 229, 700
140	406, 400	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 276, 000
141	406, 700	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 303, 400
142	407, 000	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 330, 000
143	407, 300	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 411, 900
144	407, 600	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 411, 900
145	407, 800	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 411, 900
146	408, 100	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 411, 900
147	408, 400	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 411, 900
148	408, 600	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 411, 900
149	408, 800	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 411, 900
150	409, 100	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 411, 900
151	409, 400	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 411, 900
152	409, 600	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 411, 900
153	409, 800	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 411, 900
154	410, 100	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 411, 900
155	410, 400	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 411, 900
156	410, 600	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 411, 900
157	410, 800	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	円 411, 900
		年 再 用 時 勤 職	年 再 用 時 勤 職	年 再 用 時 勤 職	円 411, 900
		定 前 任 短 間 務 員	定 前 任 短 間 務 員	定 前 任 短 間 務 員	円 411, 900

備考



年 定	再 前	用 任	時 短	勤 間	職 務	以 員	の 外	員 職	円	円	円	円	円
1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900								
2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700								
3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500								
4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300								
5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900								
6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600								
7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500								
8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200								
9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900								
10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500								
11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000								
12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500								
13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000								
14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300								
15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600								
16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900								
17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100								
18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800								
19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500								
20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200								
21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800								
22	243,200	280,300	354,500	407,300	480,500								
23	244,500	282,500	356,100	408,700	481,200								
24	245,800	284,600	357,600	410,000	481,900								
25	247,000	286,600	359,100	411,600	482,500								
26	248,200	288,500	360,700	413,000	483,200								
27	249,400	290,400	362,300	414,300	483,900								
28	250,600	292,200	363,800	415,700	484,600								
29	251,700	294,000	365,300	417,100	485,200								

30	252,900	295,900	366,900	418,400
31	254,100	297,700	368,500	419,900
32	255,300	299,400	370,000	421,400
33	256,400	301,100	371,500	423,000
34	257,700	302,900	373,100	424,400
35	259,000	304,600	374,700	426,000
36	260,300	306,200	376,200	427,500
37	261,700	307,800	377,700	429,200
38	263,100	309,500	379,200	430,700
39	264,400	311,300	380,700	432,300
40	265,700	313,000	382,100	433,900
41	267,000	314,300	383,500	435,400
42	268,000	316,200	385,000	436,900
43	269,000	318,000	386,400	438,100
44	269,900	319,700	387,800	439,300
45	270,600	321,400	389,300	440,500
46	271,400	323,300	390,900	441,800
47	272,200	325,000	392,500	443,000
48	273,000	326,700	393,900	444,200
49	273,800	328,400	395,100	445,300
50	274,600	330,200	396,500	446,500
51	275,300	332,000	397,900	447,700
52	276,100	333,700	399,200	448,900
53	276,900	335,400	400,400	450,100
54	277,700	336,700	401,600	451,300
55	278,500	338,000	402,900	452,500
56	279,300	339,300	404,200	453,700
57	280,000	340,800	405,500	454,800
58	280,600	342,400	406,800	455,400
59	281,400	343,900	408,200	455,900

60	282, 300	345, 500	409, 400	456, 400
61	283, 100	347, 000	410, 600	456, 900
62	283, 700	348, 600	412, 000	457, 500
63	284, 500	350, 200	413, 400	458, 000
64	285, 200	351, 700	414, 700	458, 500
65	286, 200	353, 200	415, 900	459, 000
66	287, 000	354, 800	417, 100	
67	287, 800	356, 400	418, 400	
68	288, 500	357, 900	419, 800	
69	289, 200	359, 400	421, 100	
70	290, 000	361, 000	422, 300	
71	290, 800	362, 600	423, 300	
72	291, 500	364, 100	424, 500	
73	292, 200	365, 600	425, 700	
74	292, 900	367, 200	426, 800	
75	293, 600	368, 800	428, 000	
76	294, 200	370, 300	429, 000	
77	294, 800	371, 800	430, 100	
78	295, 500	373, 200	431, 100	
79	296, 200	374, 600	432, 100	
80	296, 800	375, 900	433, 100	
81	297, 400	377, 200	434, 000	
82	298, 100	378, 600	434, 800	
83	298, 800	380, 000	435, 600	
84	299, 500	381, 300	436, 400	
85	300, 200	382, 400	437, 100	
86	301, 000	383, 800	437, 500	
87	301, 700	385, 100	437, 900	
88	302, 400	386, 400	438, 300	

89	303, 100	387, 600	438, 700
90	304, 000	388, 900	439, 000
91	304, 800	390, 000	439, 300
92	305, 600	391, 200	439, 500
93	306, 100	392, 400	439, 800
94	306, 900	393, 500	440, 100
95	307, 700	394, 700	440, 400
96	308, 500	395, 900	440, 600
97	309, 200	397, 300	440, 800
98	310, 000	398, 300	441, 100
99	310, 800	399, 300	441, 400
100	311, 500	400, 300	441, 600
101	312, 300	401, 200	441, 800
102	313, 200	402, 200	442, 100
103	314, 100	403, 300	442, 400
104	314, 900	404, 400	442, 600
105	315, 500	405, 100	442, 800
106	316, 300	406, 000	
107	317, 100	406, 900	
108	317, 900	407, 800	
109	318, 600	408, 600	
110	319, 000	409, 400	
111	319, 400	410, 200	
112	319, 900	411, 000	
113	320, 400	411, 600	
114	320, 800	412, 300	
115	321, 300	413, 000	
116	321, 700	413, 700	
117	322, 200	414, 300	
118	322, 700	414, 800	

119	323, 100	415, 200
120	323, 600	415, 500
121	324, 100	415, 800
122	324, 500	416, 100
123	325, 000	416, 400
124	325, 500	416, 600
125	326, 100	416, 800
126	326, 400	417, 100
127	326, 700	417, 400
128	327, 000	417, 600
129	327, 200	417, 800
130	327, 500	418, 100
131	327, 800	418, 400
132	328, 000	418, 600
133	328, 200	418, 800
134	328, 400	419, 100
135	328, 600	419, 400
136	328, 900	419, 600
137	329, 200	419, 800
138	329, 400	420, 100
139	329, 700	420, 400
140	330, 000	420, 600
141	330, 200	420, 800
142	330, 400	421, 100
143	330, 700	421, 400
144	330, 900	421, 600
145	331, 200	421, 800
146	331, 400	
147	331, 700	
148	332, 000	

	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定前任短間務員	年再用時勤職	基準給料月額	円	279,100	基準給料月額	円
			円	238,500		円
				円	308,200	円
						円
						円
						円

備考

- この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第6条関係)

教育職給料表 (2)

職の区分	職務の級	1 級		2 級		特 級		3 級		4 級	
		給料月額	額								
定前任短間務員以外職	1	円	199,900	円	220,700	円	319,700	円	348,700	円	435,700
	2		202,200		223,100		321,500		350,200		437,000
	3		204,500		225,500		323,300		351,700		438,200
	4		206,700		227,900		325,000		353,200		439,500
	5		208,900		230,300		326,600		354,600		440,600
	6		211,200		232,700		328,500		356,000		441,700
	7		213,400		235,100		330,400		357,400		442,900
	8		215,600		237,500		332,300		358,800		444,100
	9		217,800		239,900		334,100		360,200		445,400
	10		220,000		241,500		336,100		361,500		446,600

11	222, 200	243, 100	337, 900	362, 800	447, 600
12	224, 400	244, 700	339, 700	364, 100	448, 700
13	226, 600	246, 300	341, 400	365, 300	449, 900
14	228, 700	247, 800	343, 100	366, 600	450, 700
15	230, 800	249, 200	344, 700	367, 800	451, 500
16	232, 900	250, 600	346, 300	369, 000	452, 400
17	235, 000	252, 000	347, 900	370, 200	453, 300
18	236, 800	253, 200	349, 200	371, 400	453, 800
19	238, 500	254, 400	350, 400	372, 600	454, 300
20	240, 200	255, 600	351, 600	373, 700	454, 800
21	241, 900	257, 000	352, 900	374, 800	455, 300
22	243, 200	258, 200	354, 300	376, 000	455, 800
23	244, 500	259, 500	355, 700	377, 200	456, 300
24	245, 800	260, 800	357, 000	378, 300	456, 800
25	247, 000	262, 100	358, 300	379, 400	457, 300
26	248, 100	264, 000	359, 700	380, 600	457, 800
27	249, 200	265, 800	361, 100	381, 800	458, 300
28	250, 300	267, 600	362, 400	382, 900	458, 800
29	251, 500	269, 300	363, 700	384, 000	459, 300
30	252, 800	271, 500	365, 100	385, 200	
31	254, 000	273, 700	366, 400	386, 400	
32	255, 200	275, 900	367, 700	387, 500	
33	256, 300	278, 100	369, 000	388, 600	
34	257, 500	280, 300	370, 200	389, 800	
35	258, 700	282, 500	371, 400	391, 000	
36	259, 900	284, 600	372, 600	392, 200	
37	261, 100	286, 600	373, 800	393, 400	
38	262, 300	288, 500	375, 000	394, 700	
39	263, 500	290, 400	376, 200	395, 900	
40	264, 700	292, 200	377, 400	397, 100	

41	265,900	294,000	378,500	398,300
42	267,000	295,900	379,700	399,600
43	268,100	297,700	380,900	400,600
44	269,200	299,400	382,100	401,700
45	270,200	301,100	383,200	402,900
46	271,000	302,900	384,500	404,100
47	271,800	304,600	385,800	405,300
48	272,600	306,200	387,000	406,500
49	273,300	307,800	387,900	407,600
50	274,100	309,500	389,100	408,600
51	274,800	311,300	390,100	409,900
52	275,500	313,000	391,200	411,100
53	276,300	314,300	392,000	412,300
54	277,100	316,200	393,100	413,400
55	277,900	318,000	394,100	414,500
56	278,600	319,700	395,100	415,600
57	279,300	321,400	396,200	416,600
58	280,100	323,300	397,200	417,800
59	280,900	325,000	398,300	419,000
60	281,600	326,700	399,400	420,200
61	282,200	328,400	400,400	420,800
62	282,900	330,200	401,500	421,600
63	283,600	332,000	402,600	422,300
64	284,200	333,700	403,600	422,800
65	284,900	335,400	404,500	423,100
66	285,600	336,700	405,400	423,400
67	286,300	338,000	406,400	423,800
68	287,000	339,300	407,400	424,200
69	287,700	340,800	408,200	424,500

70	288,500	342,300	409,000	424,900
71	289,200	343,800	409,700	425,200
72	289,900	345,300	410,500	425,500
73	290,400	346,700	411,200	425,800
74	291,100	348,200	411,800	426,200
75	291,800	349,700	412,500	426,500
76	292,400	351,200	413,200	426,800
77	293,000	352,600	413,800	427,100
78	293,700	354,100	414,500	427,400
79	294,300	355,600	415,000	427,700
80	294,900	357,100	415,600	427,900
81	295,500	358,500	416,000	428,100
82	296,100	359,800	416,400	428,400
83	296,700	361,100	416,700	428,700
84	297,300	362,300	417,000	428,900
85	297,800	363,500	417,200	429,100
86	298,300	364,700	417,500	
87	298,800	365,900	417,800	
88	299,300	367,000	418,000	
89	299,700	368,100	418,200	
90	300,300	369,200	418,500	
91	300,800	370,300	418,800	
92	301,300	371,400	419,000	
93	301,600	372,500	419,200	
94	302,100	373,700	419,500	
95	302,600	374,800	419,800	
96	303,000	375,900	420,000	
97	303,400	376,900	420,200	
98	303,900	377,900	420,500	
99	304,400	378,800	420,800	

100	304,800	379,700	421,000
101	305,200	380,500	421,200
102	305,600	381,500	421,500
103	306,000	382,400	421,800
104	306,300	383,300	422,000
105	306,500	384,100	422,200
106	306,800	385,000	
107	307,100	385,900	
108	307,300	386,800	
109	307,500	387,600	
110	307,700	388,600	
111	308,000	389,500	
112	308,300	390,400	
113	308,500	391,000	
114	308,700	391,900	
115	308,900	392,800	
116	309,200	393,700	
117	309,500	394,500	
118	309,700	395,200	
119	310,000	396,000	
120	310,300	396,800	
121	310,500	397,400	
122	310,700	398,100	
123	310,900	398,800	
124	311,200	399,400	
125	311,500	400,000	
126		400,700	
127		401,200	
128		401,800	

129	402, 400
130	403, 000
131	403, 500
132	404, 000
133	404, 300
134	404, 600
135	404, 900
136	405, 200
137	405, 500
138	405, 800
139	406, 100
140	406, 400
141	406, 700
142	407, 000
143	407, 300
144	407, 600
145	407, 800
146	408, 100
147	408, 400
148	408, 600
149	408, 800
150	409, 100
151	409, 400
152	409, 600
153	409, 800
154	410, 100
155	410, 400
156	410, 600
157	410, 800
	定 年

再任用時勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 229,700	円 276,000	円 303,400	円 330,000
				円 411,900

備考

- この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、教諭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附則

(施行期日等)

- 第1条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の栃木県公立学校職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

**第2条** 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の栃木県公立学校職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

**第3条** 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において栃木県公立学校職員給与条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられたものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

**第4条** 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び教育委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(教育委員会規則への委任)

**第5条** 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第3条関係）

ア 教育職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	特	2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1

6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	2	1	1	1
15	3	1	1	1
16	4	1	1	1
17	5	1	1	1
18	6	2	2	2
19	7	3	3	3
20	8	4	4	4
21	9	5	5	5
22	10	6	6	6
23	11	7	7	7
24	12	8	8	8
25	13	9	9	9
26	14	10	10	10
27	15	11	11	11
28	16	12	12	12
29	17	13	13	13
30	18	14	14	14
31	19	15	15	15
32	20	16	16	16
33	21	17	17	17
34	22	18	18	18
35	23	19	19	19
36	24	20	20	20
37	25	21	21	21
38	26	22	22	22
39	27	23	23	23
40	28	24	24	24
41	29	25	25	25

42	30	26	26
43	31	27	27
44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	

78	66	62
79	67	63
80	68	64
81	69	65
82	70	
83	71	
84	72	
85	73	
86	74	
87	75	
88	76	
89	77	
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	
94	82	
95	83	
96	84	
97	85	
98	86	
99	87	
100	88	
101	89	
102	90	
103	91	
104	92	
105	93	
106	94	
107	95	
108	96	
109	97	
110	98	
111	99	
112	100	
113	101	

114		102								
115		103								
116		104								
117		105								
イ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員										
旧号	給	特	2	級	3	新号	給	級	4	級
1			1			1			1	
2			1			1			1	
3			1			1			1	
4			1			1			1	
5			1			1			1	
6			1			1			1	
7			1			1			1	
8			1			1			1	
9			1			1			1	
10			1			1			1	
11			1			1			1	
12			1			1			1	
13			1			1			1	
14			2			2			1	
15			3			3			1	
16			4			4			1	
17			5			5			1	
18			6			6			2	
19			7			7			3	
20			8			8			4	
21			9			9			5	
22			10			10			6	
23			11			11			7	
24			12			12			8	
25			13			13			9	
26			14			14			10	
27			15			15			11	
28			16			16			12	
29			17			17			13	

30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	

66	54	54
67	55	55
68	56	56
69	57	57
70	58	58
71	59	59
72	60	60
73	61	61
74	62	62
75	63	63
76	64	64
77	65	65
78	66	66
79	67	67
80	68	68
81	69	69
82	70	70
83	71	71
84	72	72
85	73	73
86	74	74
87	75	75
88	76	76
89	77	77
90	78	78
91	79	79
92	80	80
93	81	81
94	82	82
95	83	83
96	84	84
97	85	85
98	86	86
99	87	87
100	88	88
101	89	89



てその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)～(4) 略

(住居手当)

**第6条の3** 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 略

(2) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(管理者の権限を行う知事が指定する住宅を除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者の権限を行う知事が指定するもの

(管理職員特別勤務手当)

**第12条の2** 略

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外に勤務したときに、当該職員に対して、当該勤務について支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

**第20条** 第5条、第6条及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 略

(特定任期付職員等についての適用除外)

**第21条** 第4条から第6条まで、第6条の3、第9条、第10条第2項及び第11条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

てその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2)～(5) 略

(住居手当)

**第6条の3** 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 略

(2) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(管理者の権限を行う知事が指定する住宅を除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者の権限を行う知事が指定するもの

(管理職員特別勤務手当)

**第12条の2** 略

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外に勤務したときに、当該職員に対して、当該勤務について支給する。

(特定任期付職員業績手当)

**第15条の2** 特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

**第20条** 第5条、第6条、第6条の3、第8条の2、第8条の3、第13条及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 略

(特定任期付職員等についての適用除外)

**第21条** 第4条から第6条まで、第6条の3、第9条、第10条第2項、第11条及び第15条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 略	
<p>(職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)  <b>第2条</b> 職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年栃木県条例第30号)の一部を次のように改正する。          次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
改正後	<p><b>附則</b>          (栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)  <b>第4条</b> 栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第16条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。          2 略</p>
改正前	<p><b>附則</b>          (栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)  <b>第4条</b> 栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第6条の3、第8条の2、第8条の3、第13条及び第16条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。          2 略</p>
<p><b>附則</b>          この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条及び第6条の3の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。          (企業局)</p>	